

2021年8月6日

北海道知事 鈴木 直道 様

**連合北海道**  
**2022年度道政に対する**  
**「要求と提言」**

日本労働組合総連合会北海道連合会  
会長 杉山 元

## 要請の趣旨

長期化する新型コロナウイルスの世界規模での流行は、広範囲にわたって社会・経済活動の停滞を招き、人々の心身への影響や経済的な負担が大きくなっています。雇用への影響は、パート・有期・派遣やいわゆる「曖昧な雇用」、女性・外国人、学生など、より弱い立場の人や特定の業種・業態・働き方において一層強く現れています。コロナ禍は、これまで連合が指摘してきた不安定雇用や格差、人口減少に伴う社会保障・財政・地域の持続可能性、デジタル化の遅れなど様々な社会課題を顕在化させました。

また、発災から10年が経過した東日本大震災、2018年の胆振東部地震、2019年の台風被害など近年、広域化・激甚化する自然災害への備えを一層強化するとともに、災害の記憶を決して風化させることなく、今後も長期的かつきめ細やかな支援が必要です。

今、「命と暮らしを守ること」をすべての基軸に、社会の脆弱さを克服することはもとより、人口構造の変化や技術革新による産業構造の変化、防災・減災・被災地支援等の課題に的確に対応していくことが求められています。そのことを基盤にすえながら、連合がめざす「セーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会」「誰一人取り残されることのない社会」を実現することが不可欠です。

連合北海道はこのような認識に立ち、2022年度道政に対する「要求と提言」をとりまとめました。当面する新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、雇用・産業施策、医療・福祉・教育施策、環境・エネルギー施策等について、働く者の立場からの意見・提言として受け止めて頂き、2022年度の道政運営において反映頂きますよう要請します。

# 連合北海道 2022 年度道政に対する「要求と提言」

<目次／構成>

重点要望事項 (連合北海道 2022 年度道政に対する「要求と提言」から抜粋)	重点 1
--	------

新型コロナウイルス感染症に関連した要望事項 (連合北海道 2022 年度道政に対する「要求と提言」から抜粋)	コア 1
---	------

連合北海道 2022 年度道政に対する「要求と提言」	
<b>I. 雇用の安定・創出と公正な労働条件の確保</b>	
1. コロナ禍における雇用・生活対策 (1) 雇用維持の支援 (2) すべての労働者の雇用の安定 (3) 安全衛生	P1
2. 雇用の安定・創出と「働き方改革」の推進 (1) 雇用の安定・創出と「働き方改革」の推進 (2) 職業訓練・能力開発の充実 (3) 季節・建設労働者の雇用と生活支援	P2
3. 公正・公平な労働条件の確保と改善 (1) 労働者の健康、安全の確保と就業環境の改善 (2) 雇用労働環境の変化に対応するワークルールの整備・確立 (3) 公契約に関する条例の制定 (4) 最低賃金の引き上げと中小企業への支援 (5) 外国人労働者の権利保護と生活支援	P3
4. 民主的で透明な公務員制度改革の推進 (1) 地方自治の基盤を支える地方公務員制度改革の推進	P5
5. 男女平等参画とワーク・ライフ・バランスの実現 (1) 男女平等参画の推進 (2) 仕事と育児・介護の両立支援及び次世代育成支援と保育環境の整備	P6
<b>II. 地域の活性化と地場産業の振興</b>	
1. 「ポストコロナ」を見据えた地方創生の推進 (1) 地方創生推進交付金の確保	P7
2. 地域経済の活性化と中小企業の振興 (1) ものづくりを中心とした地域経済活性化の基盤強化 (2) 中小企業における人材育成・確保と勤労者の福祉向上	P7
3. 地域を支える道内農林水産業の振興 (1) 北海道農業の振興・発展 (2) 森林資源の育成と地域林業の活性化	P8

<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 水産業の振興と発展</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>4. 健全な消費社会の育成</li> <li>(1) カスタマーハラスメント（悪質クレーム）対策の推進</li> <li>(2) 食品ロス削減の取り組み</li> </ul>	P10
<ul style="list-style-type: none"> <li>5. 北海道の観光産業の振興</li> <li>(1) コロナ後を見据えた持続可能な観光産業の構築</li> <li>(2) 観光人材の確保・育成</li> </ul>	P11
<ul style="list-style-type: none"> <li>6. 人流・物流を支え地域の足を守る交通・運輸政策の推進</li> <li>(1) 自動車運転者における労働環境の改善</li> <li>(2) 適正な取引環境の確立</li> <li>(3) 人流・物流を支える交通インフラの整備</li> <li>(4) 地域公共交通の維持・活性化確保</li> </ul>	P11
<p><b>Ⅲ. 北海道の資源を活かしたエネルギー・環境政策の推進</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 道民参加による北海道のエネルギー・環境政策づくり</li> <li>(1) 原子力に依存しない社会の実現</li> <li>(2) エネルギー政策における住民の合意形成</li> </ul>	P12
<ul style="list-style-type: none"> <li>2. 新エネルギー・再生可能エネルギーの普及・促進</li> <li>(1) 再生可能エネルギーの普及・促進と産業・雇用の創出拡大</li> </ul>	P13
<ul style="list-style-type: none"> <li>3. 既存原子力発電所への対応</li> <li>(1) 原子力発電所の安全確保と住民合意</li> </ul>	P14
<ul style="list-style-type: none"> <li>4. 実効ある原子力防災計画と避難計画及び原子力防災訓練の強化・充実</li> <li>(1) 自治体における原子力防災計画と避難計画の実効性の検証と確保</li> </ul>	P14
<ul style="list-style-type: none"> <li>5. 幌延深地層研究所に係わる協定・条例の遵守</li> <li>(1) 幌延深地層研究センター事業に係わる基本方針の堅持</li> </ul>	P14
<p><b>Ⅳ. 医療・介護、防災など道民生活の安全・安心の確保</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 新型コロナウイルス感染症対策の充実</li> <li>(1) 医療・福祉・介護等のサービス提供体制の確保対策の強化</li> <li>(2) 感染拡大防止対策及び母子保健対策の強化</li> <li>(3) 感染症拡大に伴うハラスメント等の防止</li> </ul>	P15
<ul style="list-style-type: none"> <li>2. 充実・安定した社会保障制度確立</li> <li>(1) 財源の確保</li> </ul>	P16
<ul style="list-style-type: none"> <li>3. 地域包括ケアシステムの構築</li> <li>(1) 地域包括ケアの推進</li> <li>(2) 安心の介護提供体制の確立と介護人材の確保</li> <li>(3) 住民本位の地域医療構想の実現と医療職場の環境改善</li> </ul>	P16
<ul style="list-style-type: none"> <li>4. 安心社会を実現する地域づくり</li> <li>(1) 共生社会の実現</li> <li>(2) 生活困窮者の自立支援、子どもの貧困解消、ひとり親支援</li> <li>(3) 自殺防止対策の拡充</li> </ul>	P18

<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 空き家対策の強化</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>5. 災害に強いまちづくりと消防体制の強化</li> <li>(1) 総合的な防災・減災対策の推進</li> <li>(2) 防災ネットワークの構築と災害時における要配慮者支援</li> <li>(3) 消防体制の強化に向けた労働環境の整備、財政支援の拡充</li> </ul>	P19
<p><b>V. 地方分権の推進と地方行政の確立</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 地方行財政の確立</li> <li>(1) 地方財政制度と地方交付税</li> <li>(2) 地方行財政改革の推進</li> </ul>	P20
<p><b>VI. 教育環境の整備と将来を担う次世代教育の充実</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 教育機会の確保と教育予算の充実</li> <li>(1) 教育の充実</li> <li>(2) 教育の保障</li> <li>(3) 公立小学校・中学校の統廃合と地域づくり</li> <li>(4) 公立夜間中学の設置</li> </ul>	P22
<ul style="list-style-type: none"> <li>2. 私立高等学校への経費助成</li> <li>(1) 私学に対する財政措置の強化・充実</li> </ul>	P23
<p><b>VII. 軍縮と国際平和をめざす対外政策の推進</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 北方領土返還運動の推進</li> <li>(1) 「北方領土隣接地域振興計画」の推進と返還交渉の強化</li> </ul>	P24
<ul style="list-style-type: none"> <li>2. 軍縮と平和外交の推進</li> <li>(1) 平和を守る取り組みの推進</li> </ul>	P24
<ul style="list-style-type: none"> <li>3. 米軍の移転演習と日米共同訓練の規模縮小</li> <li>(1) 地域住民の安心・安全の確保</li> </ul>	P24
<p><b>VIII. 人権を守る運動の推進と国民の権利保障</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>1. アイヌ政策の拡充と推進</li> <li>(1) アイヌの歴史・文化の継承、偏見・差別の解消</li> </ul>	P25
<ul style="list-style-type: none"> <li>2. 北朝鮮による拉致問題の早期解決</li> <li>(1) 北朝鮮拉致被害者の救済</li> </ul>	P25
<ul style="list-style-type: none"> <li>3. 人権の尊重と表現の自由</li> <li>(1) 人権の尊重と表現の自由</li> </ul>	P25
<ul style="list-style-type: none"> <li>4. 投票しやすい環境の整備</li> <li>(1) 共通投票所の設置促進</li> </ul>	P25



# 重点要望事項（2022年度道政に対する「要求と提言」から抜粋）

## I. 雇用の安定・創出と公正な労働条件の確保

（★は重点要望項目）

### 1. コロナ禍における雇用・生活対策

#### （1）雇用維持の支援

- ② 非正規雇用の約7割を占める女性労働者がコロナ禍でより大きな影響を受けていることから、雇用の回復、喪失防止を図るとともに、質の高い雇用への転換を進める。

【★】

- ③ シフト勤務により従事する非正規労働者の休業につき、勤務シフト時間が未確定であることを理由とした休業補償・休業支援金の不適用を回避するよう周知指導する。【★】

#### （3）安全衛生

- ① 事業場における感染症の蔓延防止は事業者の安全配慮義務であり、3密（密閉、密集、密接）の回避、安全衛生教育やテレワーク・在宅勤務の実施など、蔓延防止に必要な措置は事業者が率先して対応するよう周知・広報する。【★】

- ② 消費者と接する事業主が、消費者とのトラブルを防止しながら、有効に感染対策を実施できるよう、「北海道スタイル」や「業種別ガイドライン」（※）について、テレビCMなどを利用し、広く市民に広報する。また、感染防止の有効な手段として出勤者を削減するために、テレワークの促進に加え感染防止につながる環境整備（パーテーション、除菌フィルムの設置など）に対する助成の強化及び申請の簡素化をはかる。

【★】

※業種別ガイドライン：各省庁が作成した業種ごとのコロナウイルス感染拡大予防のガイドライン

- ⑤ 新型コロナウイルスのクラスター発生等が散見されるコールセンターとして活動する事業場に対し、「新型コロナウイルス感染防止のための職場衛生基準」等を創設し、同基準を満たさない事業場に対して是正指導し、改善が見られない場合には休業を勧告する等、職場を起点とする感染の根絶に取り組む。【★】

### 2. 雇用の安定・創出と「働き方改革」の推進

#### （3）季節・建設労働者の雇用と生活支援

- ④ 季節労働者の冬期間における就労機会を拡大するため、工事発注機関に対する冬期工事施工を要請するとともに、道として市町村が取り組む短期就労事業への支援を強める。【★】

### 3. 公正・公平な労働条件の確保と改善

#### （1）労働者の健康、安全の確保と就業環境の改善

- ① 同一労働同一賃金に係る法整備の実効性を確保するため、「同一労働同一賃金ガイドライン」を含め、パート・有期雇用労働者のあらゆる待遇差の改善に関し、労使への周

知徹底をはかる。併せて相談・支援体制の一層の充実・強化をはかる。【★】

### (3) 公契約に関する条例の制定

- ① 地方自治体における公契約条例の制定を促進し、質の良い公共サービスの提供と労働者の労働条件の改善、地域経済の活性化をはかるよう推進する。【★】
- ② 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保による住民の福祉の増進、公正な競争の確保による企業の健全な発展に寄与することを目的として公契約条例を制定する。【★】

### (5) 外国人労働者の権利保護と生活支援

- ① 技能実習機構において組織する地域協議会の構成メンバーに、地域の労使団体および技能実習生を支援する団体を加え、課題や情報の共有化をはかる。【★】
- ② 広域かつ農業、水産業における技能実習生が多い北海道において、的確な実地検査や指導監督を行えるよう技能実習機構の体制を整備するとともに、国との連携を強める。【★】

## 4. 民主的で透明な公務員制度改革の推進

### (1) 地方自治の基盤を支える地方公務員制度改革の推進

- ② 会計年度任用職員制度の運用にあたっては、改正法の趣旨である処遇改善を行う。【★】

## 5. 男女平等参画とワーク・ライフ・バランスの実現

### (1) 男女平等参画の推進

- ③ 多様なライフスタイルに対応して選択的夫婦別氏制度の導入をめざし旧姓・通称の利用や、「同性パートナーシップ制度」の導入など、実効性ある制度運用を行うよう全道における導入状況や円滑な運用事例などの情報提供を含め、市町村に対し啓蒙する。【★】

### (2) 仕事と育児・介護の両立支援及び次世代育成支援と保育環境の整備

- ③ 男性の育児休業取得促進をはじめとする仕事と育児の両立支援を強化するため、次世代育成支援法にもとづく認定制度や、育児・介護休業法にもとづく育児に関する休業・休暇や措置などについて、積極的に周知する。【★】

## II. 地域の活性化と地場産業の振興

### 2. 地域経済の活性化と中小企業の振興

#### (1) ものづくりを中心とした地域経済活性化の基盤強化

- ④ 近年の多発する災害を受け、雇用確保に向けた施策、企業による地域への貢献、避難

所の提供などに対する支援を含む企業の「事業継続計画（BCP）」の策定を努力義務として法制化し、その策定・改定を促進する。また、まだBCPを策定していない中小企業に対する策定支援について、技術的支援を行うとともに、企業の防災対策の強弱を入札における加点要素に加えるなどBCP改定・制定のインセンティブを導入する。

【★】

- ⑤ 北海道産業の担い手となる若者を育成するため、「地域との協働による高等学校教育改革推進事業（プロフェッショナル型）」への積極的な取り組みを推進するとともに、工業、商業、農業など専門高校に対する実験実習設備等の購入費や修繕費の財政措置を行い、工具や実習材料の予算を充実する。【★】

(2) 中小企業における人材育成・確保と勤労者の福祉向上

- ③ 道内の大学・高専に学ぶ高度人材が、地元企業に正規雇用により就職するよう、道として奨学金返還支援制度を創設するとともに、北海道若者活躍プロジェクトの道内就職優遇制度の改善に結びつける。【★】

### 3. 地域を支える道内農林水産業の振興

(1) 北海道農業の振興・発展

- ① 新たな「食料・農業・農村計画」の推進にあたっては、長期化するコロナ禍に対応した営農支援対策を拡充するとともに、低迷する農畜産物需要の喚起・回復対策を強めるなど、国内農産物の安定供給に資するよう北海道農業の基盤強化を図る。【★】
- ④ 次代を担う新規就農者に対しては、経営・技術、資金、農地に対応する財政面・実務面における支援制度の維持・充実をはかり、幅広い多様な担い手・就農者を確保する。【★】

(2) 森林資源の育成と地域林業の活性化

- ① 外材の産地価格の高騰に伴う輸入材の減少から、道産材の引き合いも強くなっている状況にあり、原木価格の高騰から過度な伐採拡大が懸念されるため、確実な再造林をはかるなど森林資源の循環に向けた対策を講じる。また、川上から川下までのサプライチェーンを構築し、道産材の安定供給体制を確立する。【★】
- ② 新たな「森林・林業基本計画」の推進及び地球温暖化防止森林吸収源対策に係る森林整備を着実に進めるため、森林整備事業等に必要な予算確保を確保する。【★】
- ③ 「森林環境譲与税」について、道内90市町村において譲与額を基金に積み立て、未使用の実態にあることが明らかになっているが、道としての分析と今後の支援等の考え方を明らかにする。また、奥地等の条件不利地の森林整備を着実に進めるため、林業需要の高い市町村への譲与額が増大するよう、地域の実情や意見等を踏まえ、譲与基準の見直しを行う。【★】
- ④ 市町村が主体となった森林整備を促進するため、道と市町村との森林情報等を共有し引き続き、必要な対策を講じる。また、市町村林務担当者の人材育成を図るため、地

域林政アドバイザー制度の活用に係る地域の意向を踏まえ、人材のマッチング等の課題解消に向けて、特別交付税措置の更なる拡充を図るよう国に働きかける。【★】

- ⑤ 地域材の利用促進については、2050年カーボンニュートラルも見据え、公共建築物の木造化・木質化、中高層建築物等への道産材CLTの利用拡大、非住宅分野の木材利用など、国や道、関係団体が連携して積極的に木材の利用拡大を進める。【★】
- ⑥ 林業事業体の育成整備及び林業労働力の確保に向けて、地域振興・地域林業の確立の観点から、国の発注する事業については、地域の事業者が優先的・安定的に受注できる発注方式に改善する。【★】
- ⑦ 「北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）」による道内林業の担い手育成・確保を着実に進めるとともに、北海道の森林・林業及び山村振興の推進に向けて、林業労働者が森林づくりに誇りを持って働き続けられるよう、通年雇用や賃金支払形態、休暇等の充実など、労働環境の改善を図るよう、関係団体等と連携を図り必要な施策を講じる。【★】
- ⑧ 林業における死亡災害の撲滅に向け、登録事業者に対する注意喚起を行うとともに、労働安全衛生法の一部改正に伴い義務化された下肢切創防止用保護衣の着用や蜂刺され自己注射器の携行定着など、労働災害防止に向け事業者責任を果たすことが出来るよう助成策を講ずる。【★】

#### 4. 健全な消費社会の育成

##### (1) カスタマーハラスメント（悪質クレーム）対策の推進

- ① 「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざして、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（迷惑行為）の抑止・撲滅を推進するための啓発活動や消費者教育を実施する。また、カスタマーハラスメント（悪質クレーム）対策に実態調査等を実施し、対策に関する研究を行う。【★】

#### 5. 北海道の観光産業の振興

##### (1) コロナ後を見据えた持続可能な観光産業の構築

- ① 持続可能な北海道観光をめざして、「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」に係るモデル事業の実施地域を拡大し、官民が連携してwithコロナ、afterコロナ禍でのサステナブル・ツーリズムを普及する。【★】
- ② 北海道が提唱する「新しい旅のスタイル」は、エビデンスに基づく感染防止対策が講じられるよう、個々の宿泊施設にとどまらず、観光地全体の取り組みとなるよう支援する。【★】

#### 6. 人流・物流を支え地域の足を守る交通・運輸政策の推進

##### (1) 自動車運転者における労働環境の改善

- ① 「働きやすい職場認証制度」の普及に向けて、荷主団体・消費者団体への理解促進を

はかり、物流産業における長時間労働の是正など働き方改革を推進する。【★】

(2) 適正な取引環境の確立

- ③ 「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」いわゆる「標準運賃」採用を当該事業の遵守すべき事項として推進し、当該事業に従事する労働者の処遇改善に取り組む。【★】

(3) 人流・物流を支える交通インフラの整備

- ① 道内の高規格幹線道路網（高速道路を含む）は、広域な北海道において農業・観光をはじめとした経済活動を支えるとともに、地域間の交流と連携を促進するために必要不可欠な社会資本となっている。とりわけトラック物流においては、輸送時間の短縮、定時制の確保等輸送の効率化を図る上で重要な道路となっていることから、現在の暫定二車線による供用区間を解消する。また、高速道路料金の一時退出時の通算化について、路外駐車場によるドライバーの休息时间（継続8時間）取得の実現を検討する。【★】
- ② モーダルシフトの推進に向けて、施設の整備・輸送力増強への支援、トラック事業者への働きかけ及び誘導、トラックから鉄道・内航海運へ輸送手段を変更した荷主・事業者への優遇措置など、誘導政策の拡充を図る。特にモーダルシフトの柱である鉄道貨物の利用促進を図るため、改正物流総合効率化法による鉄道貨物輸送分野への支援措置を拡充する。【★】

(4) 地域公共交通の維持・活性化確保

- ① 「北海道交通政策総合指針」に基づく諸施策を着実に取り組むこととし、特に「北海道十勝 MaaS 実証実験」の結果を踏まえ、他地域での展開をめざすとしている「シームレス交通戦略」については、交通事業者、行政、経済・労働団体、住民等による幅広い参加と協働により推進する。【★】
- ② 「地域公共交通活性化再生法」や「道路法」の改正、「独禁法の特例法」等の制定を踏まえ、まちづくりと一体となったモビリティ・マネジメントとして「地域公共交通計画」の策定を推進し、「北海道型運輸連合」の構築に向けて取り組む。特に、道内における地域公共交通の維持・確保には、近隣市町村の連携による広域な交通ネットワークの確立が必要なことから、鉄道を含む多様な交通モードの関係者や複数の市町村の参加による「地域公共交通計画」の策定に向けて、自治体連携を推進する道（振興局）がリーダーシップを発揮する。【★】

### Ⅲ. 北海道の資源を活かしたエネルギー・環境政策の推進

#### 1. 道民参加による北海道のエネルギー・環境政策づくり

(2) エネルギー政策における住民の合意形成

- ① 高レベル放射性廃棄物最終処分場の選定においては、選定プロセスを規定した最終処分法を改正するとともに、調査結果を中立的に評価する第三者委員会を設置するなど、公平・公正な手続きにもとづく社会的合意が尊重されるよう国に求める。【★】
- ② 高レベル放射性廃棄物最終処分場の選定について、「特定放射性廃棄物の持込みは受け入れ難い」とする道条例の尊重を国に対して求めるとともに、文献調査を受け入れた当該町村との対話を継続して行う。そのため知事は、道民全体の社会意思決定に向けて、最終処分地の選定問題に限らずバックエンド問題を横断的に議論する場を設けるなど、社会的合意プロセスを整備する。【★】

## 2. 新エネルギー・再生可能エネルギーの普及・促進

### (1) 再生可能エネルギーの普及・促進と産業・雇用の創出拡大

- ① 道は、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」の実現を目指すことを表明した。また、2021年度から2030年度までを計画期間と設定した「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅲ期】」を策定しており、この計画は2050年に向けて極めて重要な10年間の取り組みになることから、道は責任を持って計画を推進する。なお、2020年度までを計画期間とした前計画（【第Ⅱ期】）では、目標達成に至っていない項目も散見されており、新計画（【第Ⅲ期】）の推進に当たっては、年度毎の推進状況の評価・検証、必要な推進体制の見直し等を適時・適切に行う。【★】

## 4. 実効ある原子力防災計画と避難計画及び原子力防災訓練の強化・充実

### (1) 自治体における原子力防災計画と避難計画の実効性の検証と確保

- ① 防災対策を講じる自治体の地域事情をふまえ、国や道が責任をもって防災対策を支援する。【★】
- ② 昨年度の原子力防災訓練は土曜日に実施されたにも関わらず、新型コロナウイルス感染症の影響で地域住民の参加は限定的となってしまったが、本訓練の目的である「地域住民の防災意識の高揚、理解促進を図る」ため、引き続き、より多くの住民が訓練に参加できるよう、環境整備・仕組みづくりを検討する。【★】
- ③ 今般の新型コロナウイルス感染拡大を踏まえると、感染症流行下において原子力災害が発生した場合、感染拡大や予防対策を十分に考慮した上で、避難や屋内退避等の防護措置を行うことになることから、防災訓練における感染症対応について繰り返し実践し、その実効性を検証する。【★】

## 5. 幌延深地層研究所に係わる協定・条例の遵守

### (1) 幌延深地層研究センター事業に係わる基本方針の堅持

- ① 幌延町、北海道、核燃料サイクル開発機構（現：日本原子力研究開発機構）による「研究実施区域に放射性廃棄物を持ち込まない」、「研究終了後は研究施設を閉鎖し、地下施設を埋め戻す」、「研究実施区域を将来とも放射性廃棄物の最終処分場としない」と

確認した「幌延町における深地層の研究に関する協定書」を遵守するとともに、北海道の「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を尊重する。【★】

- ② 幌延深地層センターは、研究の延長期間が終了する 2028 年度に達した段階で、研究を終了するとともに、三者協定に則って地上の研究施設を閉鎖し、地下施設の埋め戻しに着手する。また、研究の終了と終了後の埋め戻しに係る具体的な工程については、日本原子力研究開発機構が策定する「第 4 期中長期計画」に明記する。【★】
- ③ 幌延深地層研究センターの坑道施設を深度 500m まで掘削する計画については、研究の長期化につながる恐れがあり、2028 年度までとしている研究期間がなし崩し的に再延長される可能性も否定できないことから、道と幌延町、機構による確認会議において丁寧な説明・協議を行い、住民の疑念や疑問の解消に努める。【★】

## IV. 医療・介護、防災など道民生活の安全・安心の確保

### 1. 新型コロナウイルス感染症対策の充実

#### (2) 感染拡大防止対策及び母子保健対策の強化

- ① 感染症蔓延下において、空港等での検疫体制を強化する。【★】

#### (3) 感染症拡大に伴うハラスメント等の防止

- ① 医療・福祉・介護従事者やその家族、新型コロナウイルスに感染した、あるいは感染が疑われる労働者、その同僚等に対するハラスメントや嫌がらせが起きている実態に鑑み、第三者からの差別的な言動を抑止するため、パワー・ハラスメントに関する雇用管理上の措置について事業主に対して対応を周知するとともに、新型コロナウイルス人権相談窓口等を周知し、いわれのない差別や誹謗中傷が起きないように取り組みを強化する。【★】
- ② 新型コロナウイルスワクチンの接種は任意であることや接種できないケースもあることから、接種をしない人たちに対する差別やいじめを防止する取り組みを推進する。【★】

### 3. 地域包括ケアシステムの構築

#### (1) 地域包括ケアの推進

- ② 道内市町村（保険者）における ICT を活用した医療・介護情報の共有及びネットワークの構築を支援し、医療機関や介護事業者の参加拡大、さらには二次・三次医療圏への拡大など、在宅医療・介護連携を強力に推進する。【★】
- ③ 希望する高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民一人ひとりの生活を支えていく視点から地域包括ケアを進め、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会の設置を促し、地域における住宅政策を強化するとともに、医療・介護・福祉・住宅との連携による一体的な体制整備と政策展開をはかる。【★】

(2) 安心の介護提供体制の確立と介護人材の確保

- ② 年齢を重ねても住み慣れた地域において、自らの意思で自分らしい生活を営むために、各地域における介護サービスの格差が生じないように、自治体間連携を含めた支援を積極的に行う。【★】

(3) 住民本位の地域医療構想の実現と医療職場の環境改善

- ② 厚生労働省が求める「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等」については、地域医療構想調整会議において民間も含むすべての医療機関も対象とした議論となるよう支援する。加えて感染症のまん延防止に最優先に取り組み、地域の拠点病院となっている公立病院の安易な統廃合は行わない。【★】

#### 4. 安心社会を実現する地域づくり

(1) 共生社会の実現

- ① 障がい者差別解消にあたり、相談窓口を明確化し、約半数の市町村で未設置である「障害者差別解消支援地域協議会」を早急にすべての市町村で設置するよう、積極的に働きかける。【★】
- ② ヤングケアラー（本来大人がする家族の介護や世話をする子ども）を含むケアラーへの支援を早急に構築するために、国のプロジェクトチームの報告書等を参考に、自治体・要対協・医療・福祉・学校等の連携のもと、対応策を協議する。【★】

(2) 生活困窮者の自立支援、子どもの貧困解消、ひとり親支援

- ① コロナ禍での相談や面談の機会が制限されがちな中、生活困窮者自立支援法の改正に伴う各町村における相談体制の維持や、オンライン相談などを支援する。また、道においては市町村職員への研修、市域を超えたネットワークづくりへの支援事業を一層促進する。【★】
- ④ ひとり親支援の相談窓口、事前予約による土日休日の相談体制、当事者にわかりやすい制度・支援策の内容を周知徹底し、申請手続きの工夫に努めるとともに、相談対応者は各制度・支援策の所管が異なることを踏まえて、総合的なサポートを実施する。さらに、ひとり親支援制度のリーフレットの配布や、ひとり親の雇用に関する企業の理解を求めるなど企業との連携を深める。【★】

(3) 自殺防止対策の拡充

- ① 第3期「北海道自殺対策行動計画」にもとづき、より実践的で具体的な対策を推進する。特にコロナ禍において若年層と女性の自殺者が増加しており、既存の枠組みへのアクセスが困難な女性もいることから、学校と自殺防止に取り組む当事者を適切な支援に誘導する民間団体や教育関係機関との連携を強化し、「自殺予防ゲートキーパー研修」や「SOSの出し方教育」、相談窓口の周知を推進する。また、職場における過労自殺の根絶に向け、「北海道職業病対策懇談会」等の機会を通じて企業労使との連携

した取り組みを具体化する。【★】

## 5. 災害に強いまちづくりと消防体制の強化

### (1) 総合的な防災・減災対策の推進

- ③ 道内の中小企業や医療機関、福祉施設等における災害時や新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大への対応力を高めるため、市町村と連携して事業継続計画（BCP）の策定状況を調査するとともに、BCPの運用・見直しに向けた技術的および経済的な支援を行う。【★】
- ④ 学校施設は、非常時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たしている施設も多いことから、耐震化や大規模改修のための予算措置を拡充するとともに、安全・安心な避難所として運営できるよう、地域住民が参加した運営訓練の実施や防災資機材の確保を支援する。【★】

### (2) 防災ネットワークの構築と災害時における要配慮者支援

- ① コロナ禍に対応した災害時の福祉避難所を整備するため、民間の社会福祉施設が感染症対策に配慮した改修をする際の経費を助成する。また、新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けて、市町村と連携し準備を進める。【★】

## V. 地方分権の推進と地方行政の確立

### 1. 地方行財政の確立

#### (1) 地方財政制度と地方交付税

- ② 新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、確実な財源措置をはかる。【★】
- ⑥ 会計年度任用職員制度について、法の主旨に基づいて当該職員の処遇改善が求められていることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を確実に満たす。また、処遇改善額が明確となるよう配慮する。【★】
- ⑧ 地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行う。また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかる。【★】

## VI. 教育環境の整備と将来を担う次世代教育の充実

## 1. 教育機会の確保と教育予算の充実

### (1) 教育の充実

- ① 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編制標準を順次改定する。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求める。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかる。【★】
- ⑩ 教職員の慢性的な超過勤務を解消するため、「給特法・条例」の廃止・抜本的見直しを行う。当面、「給特法・条例」の下にあっては、「在校等時間」を正確に把握し、少なくともすべての教職員が上限範囲内となるよう業務削減を行う。また、「北海道道立学校職員の過重労働による健康障害防止対策取扱要領」を踏まえ、教職員の持ち帰り業務時間を把握し記録する。【★】
- ⑪ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」をすすめるため、地域人材を活用した地域団体が確実に設置されるよう、財政等の支援や関係団体との連携をはかる。平日の部活動と一体的な地域移行をすすめる。【★】

### (2) 教育の保障

- ④ 家庭環境によらず、すべての子どもたちが平等に教育を受けることができるよう、ICT機器の活用にあたっては、ICT支援員の配置による教員への支援体制の構築、通信環境を整えることとし、必要な財政措置を講じる。【★】

## VII. 軍縮と国際平和をめざす対外政策の推進

### 3. 米軍の移転演習と日米共同訓練の規模縮小

#### (1) 地域住民の安心・安全の確保

- ⑤ 日米共同訓練については、北海道の平和と軍縮を進める立場及び北方領土問題の解決を強く願う立場からも規模縮小を求める。加えて騒音と墜落事故などの危険性が指摘されるオスプレイが参加しないよう求める。【★】

## VIII. 人権を守る運動の推進と国民の権利保障

### 1. アイヌ政策の拡充と推進

#### (1) アイヌの歴史・文化の継承、偏見・差別の解消

- ① 市町村のアイヌ施策推進地域計画にもとづく交付金事業については、事業の透明性が確保されるとともに、アイヌ民族当事者の意思や合意が尊重され、先住民族としての文化と権利の回復に資するよう支援する。【★】
- ② 「北海道アイヌ政策推進方策」にもとづいて、アイヌの文化、歴史と現状、ならびに

先住民族政策等に対する国民・道民理解を促進するよう様々な場面でアイヌの人々との交流や学習機会を設けると共に、総合的な施策の推進に向けて必要な財源を措置する。【★】

#### 4. 投票しやすい環境の整備

##### (1) 共通投票所の設置促進

- ① 投票者の利便性を確保する観点から、市町村が設置する投票所（期日前投票を含む）を頻繁に人の往来がある施設に設置するよう促す。特に成人年齢が 18 歳に引き下げられたこともあり、若者の投票率向上に資するよう、各自治体選挙管理委員会と連携し、共通投票所の設置の拡大ならびに期日前投票時間の弾力的な設定の実現に努め、施設側からの公募を検討する。さらに、投票所における参着証明書や投票済証の積極的な発行を市町村に促す。【★】

以 上



# 新型コロナウイルス感染症に関連した要望事項

(連合北海道 2022 年度道政に対する「要求と提言」からの抜粋)

## I. 雇用の安定・創出と公正な労働条件の確保 (★は重点要望項目)

### 1. コロナ禍における雇用・生活対策

#### (1) 雇用維持の支援

- ① 地域における産業・雇用を維持する観点から雇用創出事業を強化するとともに、ハローワークなどによる求人の開拓、職業訓練、相談・マッチング機能を強化する。
- ② 非正規雇用の約7割を占める女性労働者がコロナ禍でより大きな影響を受けていることから、雇用の回復、喪失防止を図るとともに、質の高い雇用への転換を進める。  
【★】
- ③ シフト勤務により従事する非正規労働者の休業につき、勤務シフト時間が未確定であることを理由とした休業補償・休業支援金の不適用を回避するよう周知指導する。【★】

#### (2) すべての労働者の雇用の安定

- ① 緊急事態宣言等を受けて事業を休止する場合は、在宅勤務等の方法により労働者の休業を回避する努力が尽くされるべきである旨、事業主に周知する。やむを得ず休業させる場合でも、労働基準法に基づく休業手当の支払い義務が一律になくなるものではないことを周知し、監督指導を徹底する。
- ② 技能実習生を含む外国人労働者および、外国人労働者を雇用する事業主に対し、外国人労働者も雇用調整助成金の支給対象であることを周知するとともに、事業活動の縮小等により、やむを得ず休業する場合には、雇用調整助成金を活用し、雇用を維持するよう求める。
- ③ 外国人労働者に対する新型コロナウイルス感染症にかかる情報提供については、やさしい日本語を始め多言語による最新情報の提供を徹底する。

#### (3) 安全衛生

- ① 事業場における感染症の蔓延防止は事業者の安全配慮義務であり、3密（密閉、密集、密接）の回避、安全衛生教育やテレワーク・在宅勤務の実施など、蔓延防止に必要な措置は事業者が率先して対応するよう周知・広報する。【★】
- ② 消費者と接する事業主が、消費者とのトラブルを防止しながら、有効に感染対策を実施できるよう、「北海道スタイル」や「業種別ガイドライン」(※)について、テレビCMなどを利用し、広く市民に広報する。また、感染防止の有効な手段として出勤者を削減するために、テレワークの促進に加え感染防止につながる環境整備（パーテーション、除菌フィルムの設置など）に対する助成の強化及び申請の簡素化をはかる。  
【★】

※業種別ガイドライン：各省庁が作成した業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防のガイドライン

- ③ ホテル等宿泊施設を新型コロナウイルス罹患者の療養施設等として活用する際は、

その事業者に感染症に関する十分な知見がないことも想定されるため、感染防止などの労働者に対する安全衛生教育については、感染症蔓延防止の観点から事前に「国・地方公共団体・病院関係者による教育・指導」を十分に実施する。加えて、感染対策の強化として、療養ホテルにて就労する職員はワクチンの先行接種の対象とする。

- ④ 医療や介護の現場等で働くエッセンシャルワーカーに対して感染への警戒から生じる差別や偏見などを防止するために、正しい理解を周知徹底する。【
- ⑤ 新型コロナウイルスのクラスター発生等が散見されるコールセンターとして活動する事業場に対し、「新型コロナウイルス感染防止のための職場衛生基準」等を創設し、同基準を満たさない事業場に対して是正指導し、改善が見られない場合には休業を勧告する等、職場を起点とする感染の根絶に取り組む。【★】

#### 4. 民主的で透明な公務員制度改革の推進

(1) 地方自治の基盤を支える地方公務員制度改革の推進

- ④ 新型コロナウイルス感染症対策について、現場で従事している消防職員の感染防止策及び、手当を含めた各種労働条件を整備し、自治体に対しても対応の徹底をはかる。

## II. 地域の活性化と地場産業の振興

### 1. 「ポストコロナ」を見据えた地方創生の推進

(1) 地方創生推進交付金の確保

- ① 国は「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかるとともに、道は第2期北海道創生総合戦略の推進に向けて必要な地方創生推進交付金を確保する。
- ② ポストコロナを見据えた第2期北海道創生総合戦略の改定にあたっては、若年世代が安心して定住できる地域社会の創造に向けて、中長期視点で地域産業の生産性向上や質の高い雇用の創出をめざす。とりわけ、本社機能の地方への分散移転を検討する企業の道内への誘致促進を強化する。
- ③ 首都圏をはじめとした道外大学とのUJIターン就職促進に関する連携協定を一層拡大するとともに、特に道内出身の道外大学進学者等とSNSなどを活用したネットワークを形成し、情報提供の充実を図りながら、道内出身の若者の道内就労を促進する。

### 3. 地域を支える道内農林水産業の振興

(1) 北海道農業の振興・発展

- ① 新たな「食料・農業・農村計画」の推進にあたっては、長期化するコロナ禍に対応した営農支援対策を拡充するとともに、低迷する農畜産物需要の喚起・回復対策を強めるなど、国内農産物の安定供給に資するよう北海道農業の基盤強化を図る。【★】

## (2) 森林資源の育成と地域林業の活性化

- ① 外材の産地価格の高騰に伴う輸入材の減少から、道産材の引き合いも強くなっている状況にあり、原木価格の高騰から過度な伐採拡大が懸念されるため、確実な再造林をはかるなど森林資源の循環に向けた対策を講じる。また、川上から川下までのサプライチェーンを構築し、道産材の安定供給体制を確立する。【★】

## (3) 水産業の振興と発展

- ① コロナ禍に対応する「北海道水産業の緊急対策」により、漁業者・水産加工業者への支援を強めるとともに、「第4期北海道水産業・漁村振興推進計画」の着実な実行により、栽培漁業の推進や水産物の輸出再拡大に向けて基盤整備を図る。

## 5. 北海道の観光産業の振興

### (1) コロナ後を見据えた持続可能な観光産業の構築

- ① 持続可能な北海道観光をめざして、「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)」に係るモデル事業の実施地域を拡大し、官民が連携して with コロナ、after コロナ禍でのサステナブル・ツーリズムを普及する。【★】
- ② 北海道が提唱する「新しい旅のスタイル」は、エビデンスに基づく感染防止対策が講じられるよう、個々の宿泊施設にとどまらず、観光地全体の取り組みとなるよう支援する。【★】
- ③ コロナ禍からの回復後、鉄道を始めとした公共交通の利用促進につなげるため、周遊・誘客・道内観光の需要喚起に向けた支援を行う。

### (2) 観光人材の確保・育成

- ① 観光産業が本格稼働するまでの間、業界を支える重要な人材である派遣添乗員や通訳ガイドなどの人材が、技能や特性を活かせるよう、他業種での就労や副業などの場をマッチングする。
- ② コロナ後を見据え、インバウンド対応の教育プログラムを実施し、派遣添乗員や宿泊業等に従事する観光人材の語学や接遇などのスキルアップを図る。

## Ⅲ. 北海道の資源を活かしたエネルギー・環境政策の推進

### 4. 実効ある原子力防災計画と避難計画及び原子力防災訓練の強化・充実

#### (1) 自治体における原子力防災計画と避難計画の実効性の検証と確保

- ② 昨年度の原子力防災訓練は土曜日に実施されたにも関わらず、新型コロナウイルス感染症の影響で地域住民の参加は限定的となってしまったが、本訓練の目的である「地域住民の防災意識の高揚、理解促進を図る」ため、引き続き、より多くの住民が訓練に参加できるよう、環境整備・仕組みづくりを検討する。【★】
- ③ 今般の新型コロナウイルス感染拡大を踏まえると、感染症流行下において原子力災

害が発生した場合、感染拡大や予防対策を十分に考慮した上で、避難や屋内退避等の防護措置を行うことになることから、防災訓練における感染症対応について繰り返し実践し、その実効性を検証する。【★】

## IV. 医療・介護、防災など道民生活の安全・安心の確保

### 1. 新型コロナウイルス感染症対策の充実

#### (1) 医療・福祉・介護等のサービス提供体制の確保対策の強化

- ① 波状的に感染が拡大する中、引き続き保健所、検査体制の実効性ある機能強化を図る。また、防護具等の備蓄・流通の確保を国に要請するとともに、道としても医療・介護従事者への衛生資材等の供給体制を確保し、財政支援を行う。
- ② コロナ禍にあっても、介護サービス事業者、障害者福祉サービス事業者、障害者福祉施設、保育所や児童養護施設等の児童福祉施設の児童および事業者、高齢者の「通いの場」や家庭的保育、ベビーシッター等の事業継続を支援し、衛生資材の確実な供給などを行う。(マスクや消毒液などの供給ルートの確立、事業継続のための感染防止対策の徹底(動画配信)など)
- ③ 子ども食堂について、メインの食事とならざるを得ない子どももいることから、感染防止対策を行った上で開所できるよう、衛生資材の提供や適切な衛生管理を行った上での実施を、積極的に勧奨する。
- ④ 感染症患者の受診や入院により病院経営が厳しいことから、医療機関への支援を行う。
- ⑤ 長引く感染症対策の中で疲弊する医療・介護従事者のメンタルヘルス対策等を含む安全確保はもとより、報酬等の待遇改善をはかる。

#### (2) 感染拡大防止対策及び母子保健対策の強化

- ① 感染症蔓延下において、空港等での検疫体制を強化する。【★】
- ② 家族や地域の支援が届きにくい高齢者や生活困窮者への、医療アクセス保障による感染拡大防止や、医療扶助、相談支援体制など、迅速な適用を行う。
- ③ 医療的ケアを必要とする障がい児・者に対するマスクや消毒薬などの支援、在宅介護の介護者への援助を行う。
- ④ 技能実習生、特定技能労働者、留学生、旅行者など外国人への多言語対応を含む要配慮者への情報アクセシビリティの確保、地方自治体から住民への新型コロナウイルス感染症等に関する情報伝達手段の整備を促進すること。
- ⑤ コロナ禍における妊娠・出産・育児の準備に関する個別ケアの実施や、電話相談、オンライン面談等を活用して乳児に対する感染対策に関する情報の提供を行う。

#### (3) 感染症拡大に伴うハラスメント等の防止

- ① 医療・福祉・介護従事者やその家族、新型コロナウイルスに感染した、あるいは感染

が疑われる労働者、その同僚等に対するハラスメントや嫌がらせが起きている実態に鑑み、第三者からの差別的な言動を抑止するため、パワー・ハラスメントに関する雇用管理上の措置について事業主に対して対応を周知するとともに、新型コロナウイルス人権相談窓口等を周知し、いわれのない差別や誹謗中傷が起きないように取り組みを強化する。【★】

② 新型コロナウイルスワクチンの接種は任意であることや接種できないケースもあることから、接種をしない人たちに対する差別やいじめを防止する取り組みを推進する。【★】

③ 雇用・所得の不安定化や配偶者からのDV（ドメスティック・バイオレンス）の激化などにより困窮する女性への支援策として、信頼に足る公的な相談窓口の開設や民間団体との連携など直接的な支援の充実をはかる。

## 2. 充実・安定した社会保障制度確立

### (1) 財源の確保

① 社会保障費の見直し議論については財政健全化のなかにあっても、必要な社会保障サービスが利用でき、新型コロナウイルス感染症対策などを含め、すべての人の生活が保障されるよう必要な財源を確保する。

## 3. 地域包括ケアシステムの構築

### (2) 安心の介護提供体制の確立と介護人材の確保

⑥ コロナ禍においても、高齢者の暮らしを守るために介護サービスは必要不可欠であり、介護労働安定センターの調査及び研究機能を一層高めるとともに、介護労働懇談会の活性化と有効活用をはかる。

### (3) 住民本位の地域医療構想の実現と医療職場の環境改善

② 厚生労働省が求める「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等」については、地域医療構想調整会議において民間も含むすべての医療機関も対象とした議論となるよう支援する。加えて感染症のまん延防止に最優先に取り組み、地域の拠点病院となっている公立病院の安易な統廃合は行わない。【★】

## 4. 安心社会を実現する地域づくり

### (1) 共生社会の実現

⑤ コロナ禍において感染防止等の業務負担が増大する福祉労働者に対しては、障害者虐待防止法や高齢者虐待防止法に基づく職員研修の充実、その支援をはかる。

⑥ コロナ禍での外出自粛や在宅勤務で、児童虐待の実態が把握しにくくなっている中、増加する児童虐待の防止、被害児童の早期発見と安全確保に向けて、オレンジリボン運動や児童相談所全国共通ダイヤル（189）の周知促進などの住民啓発、要保護児童対策地域協議会の活用による関係機関の連携強化、児童相談所における職員配置と育

成の充実を一層強化する。また、児童相談所における一時保護所の体制強化や里親の支援・育成を引き続き推進する。

## (2) 生活困窮者の自立支援、子どもの貧困解消、ひとり親支援

- ① コロナ禍での相談や面談の機会が制限されがちなか中、生活困窮者自立支援法の改正に伴う各町村における相談体制の維持や、オンライン相談などを支援する。また、道においては市町村職員への研修、市域を超えたネットワークづくりへの支援事業を一層促進する。【★】
- ② コロナ禍で社会とのつながりが希薄になる中、子どもの貧困対策を実施する人員・体制を強化し、地域の実情に応じて第2期北海道子どもの貧困対策推進計画を着実に実行する。また、誰も取り残されることのないように、食品ロス削減推進法の主旨も踏まえたフードバンク事業の実施・推進と道内ネットワークを構築し、こうした取り組みを通じて困りごとを抱える家庭・子どもの把握につなげアウトリーチ型支援を行う。

## (3) 自殺防止対策の拡充

- ① 第3期「北海道自殺対策行動計画」にもとづき、より実践的で具体的な対策を推進する。特にコロナ禍において若年層と女性の自殺者が増加しており、既存の枠組みへのアクセスが困難な女性もいることから、学校と自殺防止に取り組む当事者を適切な支援に誘導する民間団体や教育関係機関との連携を強化し、「自殺予防ゲートキーパー研修」や「SOSの出し方教育」、相談窓口の周知を推進する。また、職場における過労自殺の根絶に向け、「北海道職業病対策懇談会」等の機会を通じて企業労使との連携した取り組みを具体化する。【★】

## 5. 災害に強いまちづくりと消防体制の強化

### (2) 防災ネットワークの構築と災害時における要配慮者支援

- ① コロナ禍に対応した災害時の福祉避難所を整備するため、民間の社会福祉施設が感染症対策に配慮した改修をする際の経費を助成する。また、新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けて、市町村と連携し準備を進める。【★】
- ③ 感染症対策を加えた「市町村版避難所マニュアル」の策定を引き続き促すとともに、様々な避難施設における応用を確認する。

## V. 地方分権の推進と地方行政の確立

### 1. 地方行財政の確立

#### (1) 地方財政制度と地方交付税

- ② 新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域

経済の活性化まで踏まえた、確実な財源措置をはかる。【★】

- ⑧ 地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行う。また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかる。【★】

## (2) 地方行財政改革の推進

- ① 北海道における「行財政運営方針」(R3~7の取組)の推進にあたっては、コロナ禍におけるSmart道庁の取り組みを通じ、行政手続きのオンライン化やウェブ会議の実現などを推進し、情報公開をより一層進める。

# VI. 教育環境の整備と将来を担う次世代教育の充実

## 1. 教育機会の確保と教育予算の充実

### (2) 教育の保障

- ④ 家庭環境によらず、すべての子どもたちが平等に教育を受けることができるよう、ICT機器の活用にあたっては、ICT支援員の配置による教員への支援体制の構築、通信環境を整えることとし、必要な財政措置を講じる。【★】
- ⑤ GIGAスクール構想の対象外となっている高校生については、地方創生臨時交付金等を活用して1人1台端末の整備を推進する。

以 上



# 連合北海道 2022 年度道政に対する「要求と提言」

## I. 雇用の安定・創出と公正な労働条件の確保

(★は重点要望項目)

### 1. コロナ禍における雇用・生活対策

#### (1) 雇用維持の支援

- ① 地域における産業・雇用を維持する観点から雇用創出事業を強化するとともに、ハローワークなどによる求人の開拓、職業訓練、相談・マッチング機能を強化する。
- ② 非正規雇用の約7割を占める女性労働者がコロナ禍でより大きな影響を受けていることから、雇用の回復、喪失防止を図るとともに、質の高い雇用への転換を進める。

【★】

- ③ シフト勤務により従事する非正規労働者の休業につき、勤務シフト時間が未確定であることを理由とした休業補償・休業支援金の不適用を回避するよう周知指導する。【★】

#### (2) すべての労働者の雇用の安定

- ① 緊急事態宣言等を受けて事業を休止する場合は、在宅勤務等の方法により労働者の休業を回避する努力が尽くされるべきである旨、事業主に周知する。やむを得ず休業させる場合でも、労働基準法に基づく休業手当の支払い義務が一律になくなるものではないことを周知し、監督指導を徹底する。
- ② 技能実習生を含む外国人労働者および、外国人労働者を雇用する事業主に対し、外国人労働者も雇用調整助成金の支給対象であることを周知するとともに、事業活動の縮小等により、やむを得ず休業する場合には、雇用調整助成金を活用し、雇用を維持するよう求める。
- ③ 外国人労働者に対する新型コロナウイルス感染症にかかる情報提供については、やさしい日本語をはじめ多言語による最新情報の提供を徹底する。

#### (3) 安全衛生

- ① 事業場における感染症の蔓延防止は事業者の安全配慮義務であり、3密（密閉、密集、密接）の回避、安全衛生教育やテレワーク・在宅勤務の実施など、蔓延防止に必要な措置は事業者が率先して対応するよう周知・広報する。【★】
- ② 消費者と接する事業主が、消費者とのトラブルを防止しながら、有効に感染対策を実施できるよう、「北海道スタイル」や「業種別ガイドライン」(※)について、テレビCMなどを利用し、広く市民に広報する。また、感染防止の有効な手段として出勤者を削減するために、テレワークの促進に加え感染防止につながる環境整備（パーテーション、除菌フィルムの設置など）に対する助成の強化及び申請の簡素化をはかる。

【★】

※業種別ガイドライン：各省庁が作成した業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防のガイドライン

- ③ ホテル等宿泊施設を新型コロナウイルス罹患者の療養施設等として活用する際は、

その事業者に感染症に関する十分な知見がないことも想定されるため、感染防止などの労働者に対する安全衛生教育については、感染症蔓延防止の観点から事前に「国・地方公共団体・病院関係者による教育・指導」を十分に実施する。加えて、感染対策の強化として、療養ホテルにて就労する職員はワクチンの先行接種の対象とする。

- ④ 医療や介護の現場等で働くエッセンシャルワーカーに対して感染への警戒から生じる差別や偏見などを防止するために、正しい理解を周知徹底する。
- ⑤ 新型コロナウイルスのクラスター発生等が散見されるコールセンターとして活動する事業場に対し、「新型コロナウイルス感染防止のための職場衛生基準」等を創設し、同基準を満たさない事業場に対して是正指導し、改善が見られない場合には休業を勧告する等、職場を起点とする感染の根絶に取り組む。【★】

## 2. 雇用の安定・創出と「働き方改革」の推進

### (1) 雇用の安定・創出と「働き方改革」の推進

- ① 「北海道雇用・人材対策基本計画」に沿って、地域における働き方改革を推進し、振興局ごとに雇用・就業構造や企業・産業状況を把握・分析し、プロジェクト協議会を有効活用して、地域活性化雇用創造プロジェクト・北海道事業計画を着実に実行する。引き続き、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の周知拡大と応募促進をはかる。
- ② 福祉・介護や建設・運輸分野など人手不足の産業をはじめ、北海道内の中小企業における「働き方改革」の推進により、労働条件の改善や人材の確保・定着を図るため、「職場定着支援助成金制度」など各種支援制度の利用促進と併せ、取引先企業などサプライチェーン全体として取り組みへの理解促進をはかる。
- ③ 来春卒業を迎える高校生の就職先確保について、求人の新規確保や拡大へ向けた、支援体制の構築を求めるとともに、正社員採用など安定的な雇用を確保するよう業界団体・企業への働きかけを進める。
- ④ 新規高卒・大卒者の3年以内離職の動向を関係機関・企業・学校などと協力して把握し、離職時から早期にアウトリーチ型で就労支援ができるシステムを構築する。
- ⑤ シルバー人材センターが行う職業紹介事業および労働者派遣事業に限り実施可能である「臨・短・軽」要件の緩和にあたっては、労働者を保護し、民業圧迫が発生しないよう対応をはかる。また、同事業における派遣・請負の区分については、ガイドラインなどを踏まえ、適正に運用する。
- ⑥ 地域における高年齢者の就業の促進と安定に向けて、自治体や高年齢者支援関係機関、労働・経済団体などが地域レベルで連携し、企業や求職者のニーズに応じたマッチング支援など総合的なサポート事業を実施する。

### (2) 職業訓練・能力開発の充実

- ① 道立高等技術専門学院(MONOテク)等の公共職業訓練施設について、老朽化した施設の整備を実施するとともに、訓練体制を充実するため、北海道職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)と連携して、職業訓練指導員の増員に向けて養成の仕組

み見直しと計画的な採用をはかる。また、組織運営体制に影響を及ぼさないよう、新任指導員の授業運営に対する支援策を講じる。さらに、特別な配慮を必要とする学生への指導法や知識の習得について指導員への支援を充実するとともに、当該学生が脱落することなく履修できるよう体制を整備する。

- ② いわゆる「就職氷河期世代（30歳半ば～40歳半ば）」の良質な雇用・就労機会の実現に向け、対象者の個別の事情を踏まえつつ、将来を見据えた長期的な能力開発および適切な就職支援・定着支援を実施し、ポリテクセンターやMONOテクなど公共職業訓練機関の施設内訓練を積極的に活用する。
- ③ 技能の継承・振興をはかり中小企業におけるモノづくり人材の育成に資するため、技能検定をより受検しやすくなるよう受検料の減額措置を拡充する。また、技能検定委員の報酬の引き上げや検定委員を派遣する事業所等への協力金制度などを設け、技能検定の実施体制を充実する。

### （3）季節・建設労働者の雇用と生活支援

- ① 「北海道建設産業支援プラン 2018」による事業を着実に推進して建設業における担い手を育成・確保し、安定的な雇用と処遇改善に取り組むとともに、「建設工事従業者の安全および健康の確保に関する基本的な計画」を踏まえ、安全な建設職場の実現に向けて諸施策を講ずる。
- ② 通年雇用促進支援事業の予算措置を拡充し、短期就労事業も支援できることとする。
- ③ 建設業退職金共済制度への加入を促進するとともに、退職金の支給要件の緩和、移動通算の申出期間の延長、移動通算できる退職金額の上限撤廃を周知する。併せて、労働者への共済手帳の配布と共済証紙の貼付について、事業主への指導を徹底する。
- ④ 季節労働者の冬期間における就労機会を拡大するため、工事発注機関に対する冬期工事施工を要請するとともに、道として市町村が取り組む短期就労事業への支援を強める。【★】
- ⑤ 「季節労働者対策に関する取組方針（第6次）」に沿って、冬期増嵩経費措置事業の確保、知識や技能向上に向けた支援策の充実をはじめ、冬期離職者の生活支援策等の拡充に向け、より一層国や雇用促進協議会との連携を強化する。
- ⑥ 道内の各就労支援協議会の事業活動の活性化及び成果向上のため、各地域の就労支援協議会の相互支援や、広域圏での交流事業の開催に取り組む。

## 3. 公正・公平な労働条件の確保と改善

### （1）労働者の健康、安全の確保と就業環境の改善

- ① 中小企業において労働者の健康増進を図り、生産性・収益性の向上や人材確保に資する「健康経営」の取り組みを支援する。
- ② 労働災害が増加傾向にある高齢者や外国人労働者、派遣労働者を雇い入れる事業場に対して、安全教育の充実など労働安全対策に取り組むよう支援する。また、在宅勤務者の労災保険への加入を適正化するとともに、労災の認定基準を明確化し周知する。

- ③ 男女ともに喫煙率の高い本道において、昨年施行された北海道受動喫煙防止条例の基本計画に沿って、改正健康増進法とあわせて事業者への周知を徹底するとともに、事業規模に関わらず、全ての者に望まない受動喫煙を生じさせないように、実効性ある対策を講ずる。
- ④ 「就業環境実態調査」などを活用してメンタル被災及び長時間労働被災防止に重点を置き、第三者の立ち入り視察などを強化する。
- ⑤ あらゆるハラスメントは人権侵害であり、パワー・ハラスメント等に関する事業主が講ずべき措置等の指針の周知を徹底するとともに、パワハラ、セクハラ等については、第三者機関との連携による外部相談窓口の設置を進める。

## (2) 雇用労働環境の変化に対応するワークルールの整備・確立

- ① 同一労働同一賃金に係る法整備の実効性を確保するため、「同一労働同一賃金ガイドライン」を含め、パート・有期雇用労働者のあらゆる待遇差の改善に関し、労使への周知徹底をはかる。併せて相談・支援体制の一層の充実・強化をはかる。【★】
- ② 労働者および使用者等に対してワークルール教育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、健全で安定した労使関係の形成に資することを目的として、ワークルール教育の基本理念、ワークルール教育の施策の基本となる事項、国・地方公共団体等の責務を定めた「ワークルール教育推進法」を制定する。
- ③ あいまいな雇用など雇用労働に近い働き方をしているにもかかわらず、労働法の保護を受けることができない者について、契約ルールや最低報酬、安全衛生などについて法的保護をはかる。また、働き方の多様化を踏まえ、現行法令においても労働者性が認められる者には労働関係法令が適用されることを周知徹底する。

## (3) 公契約に関する条例の制定

- ① 地方自治体における公契約条例の制定を促進し、質の良い公共サービスの提供と労働者の労働条件の改善、地域経済の活性化をはかるよう推進する。【★】
- ② 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保による住民の福祉の増進、公正な競争の確保による企業の健全な発展に寄与することを目的として公契約条例を制定する。【★】
- ③ 官公庁から民間企業に発注を行う際、経済産業省の策定している下請けガイドラインや自主行動計画、経済諸団体による「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」を遵守した取引を行う。
- ④ 民間委託などの公契約を締結する際、全国社会保険労務士会連合会が提案している「労働条件審査」を導入する。

## (4) 最低賃金の引き上げと中小企業への支援

- ① 「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に

向けて、最低賃金を大幅に引き上げる。

- ② 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額 1,036 円)を下回らない水準に改善する。
- ③ 厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図る。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に求める。
- ④ 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済の公契約の金額を見直す。

#### (5) 外国人労働者の権利保護と生活支援

- ① 技能実習機構において組織する地域協議会の構成メンバーに、地域の労使団体および技能実習生を支援する団体を加え、課題や情報の共有化をはかる。【★】
- ② 広域かつ農業、水産業における技能実習生が多い北海道において、的確な実地検査や指導監督を行えるよう技能実習機構の体制を整備するとともに、道との連携を強める。【★】
- ③ すべての外国人労働者の権利を確保し、適正な就労環境のもとで働けるよう、外国人労働者を雇用する事業主に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知を徹底する。また、道の「労働相談ホットライン」など相談窓口においては、外国人労働者が労働条件について使用者と対等に交渉できるよう適切に支援する。
- ④ 生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要な日本語についても、外国人労働者に学習の場を提供する。

## 4. 民主的で透明な公務員制度改革の推進

### (1) 地方自治の基盤を支える地方公務員制度改革の推進

- ① 地方公務員制度は、地方自治体および労使間の自主性・自律性を尊重するものとする。
- ② 会計年度任用職員制度の運用にあたっては、改正法の趣旨である処遇改善を行う。【★】
- ③ 消防職員のワーク・ライフ・バランスの実現にむけ、時間外手当の削減を理由とする不当な休憩時間の繰り上げ、繰り下げや、小規模職場における恒常的な宿日直勤務・自宅待機・休日の外出制限など、劣悪な勤務実態の調査を行う。206号通知(平成15年11月11日付け消防消第206号「消防職員の勤務時間等の適正な管理と運用について」)や労働基準法に抵触するような消防本部に対し、関係法令を遵守させ、適切な労務管理を徹底させるよう働きかける。また、通知後15年以上が経過している206号通知については、消防職員の勤務実態について再検証することを国へ働きかける。
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策について、現場で従事している消防職員の感染防止策及び、手当を含めた各種労働条件を整備し、自治体に対しても対応の徹底をはかる。

## 5. 男女平等参画とワーク・ライフ・バランスの実現

### (1) 男女平等参画の推進

- ① 2018年3月に策定された「第3次北海道男女平等参画基本計画」の推進にあたっては、「防災・災害復興における男女平等参画の促進」をはじめ、「暴力根絶に対する取組の充実」、「貧困など生活上の困難に直面している人々への支援」などの施策が着実に実行されるよう、北海道、市町村一体となって取り組む。また、男女平等参画計画を制定していない市町村に対し、制定に向けた働きかけを積極的に行う。
- ② 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直しや意識改革を促進するため、性による差別やジェンダー・バイアス（社会的な性別役割分担意識に対する偏見）にもとづく言動（いわゆる「ジェンダー・ハラスメント」）を根絶する重要性について、周知啓発を行う。
- ③ 多様なライフスタイルに対応して選択的夫婦別氏制度の導入をめざし旧姓・通称の利用や、「同性パートナーシップ制度」の導入など、実効性ある制度運用を行うよう全道における導入状況や円滑な運用事例などの情報提供を含め、市町村に対し啓蒙する。

#### 【★】

- ④ ハラスメントについて、一元的かつ相談者のプライバシーに配慮し寄り添った丁寧な相談対応を行うとともに、未然防止を含めた就業環境の整備に向けた取り組みを推進する。また、ドメスティック・バイオレンス（DV）や、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別の解消、仕事と不妊治療の両立など、さまざまなジェンダーに関する課題に対応できるよう、継続的に研修を実施する。

### (2) 仕事と育児・介護の両立支援及び次世代育成支援と保育環境の整備

- ① 仕事と育児・介護、不妊治療等を両立できる就業環境の整備に向けて、育児・介護休業法等にもとづく両立支援に必要な相談対応・指導を強化し、「職業家庭両立推進者」の活用を促進する。
- ② 育児や介護等により離職した労働者の雇用機会を広げるため、離職者を新たに雇用する中小企業に対する助成制度を創設する。
- ③ 男性の育児休業取得促進をはじめとする仕事と育児の両立支援を強化するため、次世代育成支援法にもとづく認定制度や、育児・介護休業法にもとづく育児に関する休業・休暇や措置などについて、積極的に周知する。【★】
- ④ 「子ども未来づくり計画」を積極的に推進し、子ども子育て支援制度の推進にあたっては、その進捗状況や課題、取り組み事例などについて情報を公開し、その共有化をはかる。
- ⑤ 北海道における保育の質を確保するため、保育士の確保策に一層取り組むとともに、子育て支援員との業務分担を明確にする。
- ⑥ 「保育士・保育所支援センター」における支援内容の充実とともに、ホームページなども活用したワンストップの情報提供、積極的なセンターの周知・広報に努め、人材確保を進める。

- ⑦ 仕事と保育の両立をはかることができるよう、延長保育や休日保育など保育サービス拡充に向けて、市町村の支援を一層行う。
- ⑧ 市町村における子育て世代包括支援センターによるアウトリーチ型の相談支援体制を促進するとともに、働くひとり親にも利用しやすいよう、母子保健サービスと子育て支援サービスがワンストップで提供できる体制整備を支援する。また、地域子育て支援拠点においては、親の就業や社会参加支援につながるサービスを提供する。
- ⑨ ファミリー・サポート・センター事業の未実施の自治体については、子育ての機会損失になっていないかなど検証する。実施自治体に向けては、緊急時のガイドライン策定（突然の事故やケガ・災害発生時の対応等）や、マッチング機会の多様な場の提供などを行い、提供会員・依頼会員双方の不安軽減を図るよう促す。
- ⑩ 病児保育事業については、支援体制を早急に整備する。各市区町村において、「市町村子ども・子育て支援事業計画」等で不足している場合は必要な拡充を行い、市区町村単独での整備が難しい場合は、北海道として広域利用の整備を行う。また、病児保育の利用登録や施設予約、空き状況の確認、書類の作成などICT化を推進し、利用者の視点から利便性の向上を図る。
- ⑪ 通学路の安全対策を進めるとともに、園児の交通安全の確保に向けてキッズゾーンの設置も促進する。

## Ⅱ. 地域の活性化と地場産業の振興

### 1. 「ポストコロナ」を見据えた地方創生の推進

#### (1) 地方創生推進交付金の確保

- ① 国は「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかるとともに、道は第2期北海道創生総合戦略の推進に向けて必要な地方創生推進交付金を確保する。
- ② ポストコロナを見据えた第2期北海道創生総合戦略の改定にあたっては、若年世代が安心して定住できる地域社会の創造に向けて、中長期視点で地域産業の生産性向上や質の高い雇用の創出をめざす。とりわけ、本社機能の地方への分散移転を検討する企業の道内への誘致促進を強化する。
- ③ 首都圏をはじめとした道外大学とのUJIターン就職促進に関する連携協定を一層拡大するとともに、特に道内出身の道外大学進学者等とSNSなどを活用したネットワークを形成し、情報提供の充実を図りながら、道内出身の若者の道内就労を促進する。

### 2. 地域経済の活性化と中小企業の振興

#### (1) ものづくりを中心とした地域経済活性化の基盤強化

- ① 若年労働者のものづくり現場への就業意識を高めるため、小学校・中学校段階からのものづくり教育の履修時間の拡大と内容を充実させるとともに、職場体験学習の機

会を増やす。また、高校・高専・短大・大学では、インターンシップを単位として認める制度を普及させると同時に、産業界の技術者等の外部講師を積極的に活用するなど、実践カリキュラムを盛り込む。

- ② 道内の地域資源を活用した起業や6次産業化など新たな地場産業の創出に向けて、道総研におけるインキュベーター機能を高めるため、インキュベーション施設や産学連携施設など産業支援環境を整備するとともに、必要な人材や財源確保を図る。また、地域産業との連携や施設を拠点とした多様な人的ネットワークを生かしたビジネスマッチングを推進する。
- ③ 中小企業に対するI・O・T導入および人材育成の支援を強化することとし、具体的には「地方版I・O・T推進ラボ」や「スマートものづくり応援隊」の拠点増加を推進する。
- ④ 近年の多発する災害を受け、雇用確保に向けた施策、企業による地域への貢献、避難所の提供などに対する支援を含む企業の「事業継続計画（BCP）」の策定を努力義務として法制化し、その策定・改定を促進する。また、まだBCPを策定していない中小企業に対する策定支援について、技術的支援を行うとともに、企業の防災対策の強弱を入札における加点要素に加えるなどBCP改定・制定のインセンティブを導入する。

【★】

- ⑤ 北海道産業の担い手となる若者を育成するため、「地域との協働による高等学校教育改革推進事業（プロフェッショナル型）」への積極的な取り組みを推進するとともに、工業、商業、農業など専門高校に対する実験実習設備等の購入費や修繕費の財政措置を行い、工具や実習材料の予算を充実する。【★】

## （2）中小企業における人材育成・確保と勤労者の福祉向上

- ① 道内主要都市に「事業承継・引継ぎ支援センター」のサテライトを設けて相談体制を拡充し、事業承継・引継ぎ補助金の活用により地域の中小企業・小規模事業者の円滑な事業継承を図る。
- ② 中小企業における人材育成を支援するため、単独で負担することが難しい「社員教育等の研修会」や「福利厚生施策」などについて、地域または複数企業が連携して実施できるよう勤労者共済センターを支援する。
- ③ 道内の大学・高専に学ぶ高度人材が、地元企業に正規雇用により就職するよう、道として奨学金返還支援制度を創設するとともに、北海道若者活躍プロジェクトの道内就職優遇制度の改善に結びつける。【★】

## 3. 地域を支える道内農林水産業の振興

### （1）北海道農業の振興・発展

- ① 新たな「食料・農業・農村計画」の推進にあたっては、長期化するコロナ禍に対応した営農支援対策を拡充するとともに、低迷する農畜産物需要の喚起・回復対策を強めるなど、国内農産物の安定供給に資するよう北海道農業の基盤強化を図る。【★】
- ② 国は、自由貿易協定への対応について、「食の安全保障」と食の安心・安全の確保、

農林水産および関連産業への影響などを回避するため、万全の体制で保護・支援する。

- ③ 「第6期北海道農業・農村振興計画」を着実に推進し、家族経営の育成・支援を基本として、法人雇用による就農の拡大など多様な農業生産組織による担い手を育成・支援を通じて、地域における雇用創出を図る。併せて酪農・畜産業をはじめとする雇用就農者の労働負担の軽減など、労働条件・労働環境の整備・改善を支援し、担い手の確保・定着につとめる。
- ④ 次代を担う新規就農者に対しては、経営・技術、資金、農地に対応する財政面・実務面における支援制度の維持・充実をはかり、幅広い多様な担い手・就農者を確保する。

【★】

## (2) 森林資源の育成と地域林業の活性化

- ① 外材の産地価格の高騰に伴う輸入材の減少から、道産材の引き合いも強くなっている状況にあり、原木価格の高騰から過度な伐採拡大が懸念されるため、確実な再造林をはかるなど森林資源の循環に向けた対策を講じる。また、川上から川下までのサプライチェーンを構築し、道産材の安定供給体制を確立する。【★】
- ② 新たな「森林・林業基本計画」の推進及び地球温暖化防止森林吸収源対策に係る森林整備を着実に進めるため、森林整備事業等に必要な予算確保を確保する。【★】
- ③ 「森林環境譲与税」について、道内90市町村において譲与額を基金に積み立て、未使用の実態にあることが明らかになっているが、道としての分析と今後の支援等の考え方を明らかにする。また、奥地等の条件不利地の森林整備を着実に進めるため、林業需要の高い市町村への譲与額が増大するよう、地域の実情や意見等を踏まえ、譲与基準の見直しを行う。【★】
- ④ 市町村が主体となった森林整備を促進するため、道と市町村との森林情報等を共有し引き続き、必要な対策を講じる。また、市町村林務担当者の人材育成を図るため、地域林政アドバイザー制度の活用に係る地域の意向を踏まえ、人材のマッチング等の課題解消に向けて、特別交付税措置の更なる拡充を図るよう国に働きかける。【★】
- ⑤ 地域材の利用促進については、2050年カーボンニュートラルも見据え、公共建築物の木造化・木質化、中高層建築物等への道産材CLTの利用拡大、非住宅分野の木材利用など、国や道、関係団体が連携して積極的に木材の利用拡大を進める。【★】
- ⑥ 林業事業体の育成整備及び林業労働力の確保に向けて、地域振興・地域林業の確立の観点から、国の発注する事業については、地域の事業体が優先的・安定的に受注できる発注方式に改善する。【★】
- ⑦ 「北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）」による道内林業の担い手育成・確保を着実に進めるとともに、北海道の森林・林業及び山村振興の推進に向けて、林業労働者が森林づくりに誇りを持って働き続けられるよう、通年雇用や賃金支払形態、休暇等の充実など、労働環境の改善を図るよう、関係団体等と連携を図り必要な施策を講じる。【★】
- ⑧ 林業における死亡災害の撲滅に向け、登録事業体に対する注意喚起を行うとともに、

労働安全衛生法の一部改正に伴い義務化された下肢切創防止用保護衣の着用や蜂刺され自己注射器の携行定着など、労働災害防止に向け事業主責任を果たすことが出来るよう助成策を講ずる。【★】

### (3) 水産業の振興と発展

- ① コロナ禍に対応する「北海道水産業の緊急対策」により、漁業者・水産加工業者への支援を強めるとともに、「第4期北海道水産業・漁村振興推進計画」の着実な実行により、栽培漁業の推進や水産物の輸出再拡大に向けて基盤整備を図る。
- ② 計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象とする漁業共済・積立ぷらすの加入率向上、漁業経営セーフティネット構築事業における積立への新規加入者の拡大を支援し、漁業従事者の所得確保ならびに持続的かつ安定的な漁業経営の確立をはかる。

## 4. 健全な消費社会の育成

### (1) カスタマーハラスメント（悪質クレーム）対策の推進

- ① 「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざして、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（迷惑行為）の抑止・撲滅を推進するための啓発活動や消費者教育を実施する。また、カスタマーハラスメント（悪質クレーム）対策に実態調査等を実施し、対策に関する研究を行う。【★】
- ② 飲食産業における予約の無断キャンセルの防止・啓発、未成年者飲酒の防止に向けて酒類販売業者に義務付けられている「年齢確認」に際して生じるトラブルの防止・啓発を推進し労働者を保護する。
- ③ 消費者庁「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」最終報告を踏まえ、消費者と事業者との適切なコミュニケーションなど、倫理的な消費者行動を促す消費者教育や、雇用・労働を含む人や社会に配慮したエシカル消費を促進する。
- ④ 第3次北海道消費生活基本計画に基づく施策を着実に推進するとともに、民法改正により成年年齢の引下げが行われたことを受け、新たに成年となる18歳、19歳の知識や経験の不足に乗じた悪徳商法による消費者被害を防止するため、悪意ある事業者に対する規制強化や違法行為への罰則強化をはかる。また、被害の未然防止のため、学校への出前講座による消費者教育を行う。
- ⑤ 消費者教育の担い手となる専門人材を確保・養成する。
- ⑥ 小売業者に多大な損失を与えている万引きを軽視せず、各組織が連携して万引きに関する総合的な対策を推進する、事業者間で万引き事件やその対策に関する情報を共有化する仕組みを構築するなど、万引き防止に向けた必要な対策を検討する。

### (2) 食品ロス削減の取り組み

- ① 「北海道食品ロス削減推進計画」に基づく取り組みを道民運動として拡大・定着させるため、市町村計画の策定を促す。

- ② 消費者団体やNPO法人等によるフードバンク活動やフードドライブ事業、フードシェアリングサービスを支援し、道民参加の気運を高める。

## 5. 北海道の観光産業の振興

### (1) コロナ後を見据えた持続可能な観光産業の構築

- ① 持続可能な北海道観光をめざして、「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)」に係るモデル事業の実施地域を拡大し、官民が連携して with コロナ、after コロナ禍でのサステナブル・ツーリズムを普及する。【★】
- ② 北海道が提唱する「新しい旅のスタイル」は、エビデンスに基づく感染防止対策が講じられるよう、個々の宿泊施設にとどまらず、観光地全体の取り組みとなるよう支援する。【★】
- ③ コロナ禍からの回復後、鉄道を始めとした公共交通の利用促進につなげるため、周遊・誘客・道内観光の需要喚起に向けた支援を行う。

### (2) 観光人材の確保・育成

- ① 観光産業が本格稼働するまでの間、業界を支える重要な人材である派遣添乗員や通訳ガイドなどの人材が、技能や特性を活かせるよう、他業種での就労や副業などの場をマッチングする。
- ② コロナ後を見据え、インバウンド対応の教育プログラムを実施し、派遣添乗員や宿泊業等に従事する観光人材の語学や接客などのスキルアップを図る。

## 6. 人流・物流を支え地域の足を守る交通・運輸政策の推進

### (1) 自動車運転者における労働環境の改善

- ① 「働きやすい職場認証制度」の普及に向けて、荷主団体・消費者団体への理解促進をはかり、物流産業における長時間労働の是正など働き方改革を推進する。【★】

### (2) 適正な取引環境の確立

- ① トラック産業の健全な発展と事業の適正化に向けて、適正化事業実施機関と各運輸支局のみならず、労働基準監督署や警察機関との連携を図るとともに、運輸支局による監査要員の増員を行う。
- ② トラック運輸業界の適正な運賃・料金收受に向けて、下請・荷主取引推進ガイドライン、契約内容の書面化や燃料サーチャージ制度の浸透状況を検証するとともに、「改正標準貨物自動車運送約款」(2017年11月4日施行)を定着させるため書面契約の義務化について具体的な年限を示すよう検討する。
- ③ 「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」いわゆる「標準運賃」採用を当該事業の遵守すべき事項として推進し、当該事業に従事する労働者の処遇改善に取り組む。【★】
- ④ トラック産業における交通安全の確保に向けて、事業許可の更新制の導入を検討す

る。また、適正評価事業（Gマーク）の更なる普及拡大を図るため、これまでの各種優遇策に加えて、「自動車保険」や「運送保険」の割引について拡充するほか、「自治体での入札時の優遇措置」の導入など、インセンティブの充実を検討する。

- ⑤ 運行管理等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車の運転手のみが運送責任を負う形態である、いわゆる「ライドシェア」などの新たな有償旅客運送事業については、既存の公共交通で保障されている利用者の安心・安全が確保されない限り、導入しない。

### （3）人流・物流を支える交通インフラの整備

- ① 道内の高規格幹線道路網（高速道路を含む）は、広域な北海道において農業・観光をはじめとした経済活動を支えるとともに、地域間の交流と連携を促進するために必要不可欠な社会資本となっている。とりわけトラック物流においては、輸送時間の短縮、定時制の確保等輸送の効率化を図る上で重要な道路となっていることから、現在の暫定二車線による供用区間を解消する。また、高速道路料金の一時退出時の通算化について、路外駐車場によるドライバーの休息時間（継続8時間）取得の実現を検討する。

【★】

- ② モーダルシフトの推進に向けて、施設の整備・輸送力増強への支援、トラック事業者への働きかけ及び誘導、トラックから鉄道・内航海運へ輸送手段を変更した荷主・事業者への優遇措置など、誘導政策の拡充を図る。特にモーダルシフトの柱である鉄道貨物の利用促進を図るため、改正物流総合効率化法による鉄道貨物輸送分野への支援措置を拡充する。【★】

### （4）地域公共交通の維持・活性化確保

- ① 「北海道交通政策総合指針」に基づく諸施策を着実に取り組むこととし、特に「北海道十勝 MaaS 実証実験」の結果を踏まえ、他地域での展開をめざすとしている「シームレス交通戦略」については、交通事業者、行政、経済・労働団体、住民等による幅広い参加と協働により推進する。【★】

- ② 「地域公共交通活性化再生法」や「道路法」の改正、「独禁法の特例法」等の制定を踏まえ、まちづくりと一体となったモビリティ・マネジメントとして「地域公共交通計画」の策定を推進し、「北海道型運輸連合」の構築に向けて取り組む。特に、道内における地域公共交通の維持・確保には、近隣市町村の連携による広域な交通ネットワークの確立が必要なことから、鉄道を含む多様な交通モードの関係者や複数の市町村の参加による「地域公共交通計画」の策定に向けて、自治体連携を推進する道（振興局）がリーダーシップを発揮する。【★】

## Ⅲ. 北海道の資源を活かしたエネルギー・環境政策の推進

### 1. 道民参加による北海道のエネルギー・環境政策づくり

### (1) 原子力に依存しない社会の実現

- ① 原子力発電は過渡的エネルギーとし、再生可能エネルギーの積極的な推進や化石エネルギーの高度利用、省エネの推進などを前提として、中長期的に低減させ、最終的には原子力エネルギーに依存しない社会を実現する。
- ② 再生可能エネルギーの積極推進、化石エネルギーの高度利用、分散型エネルギーシステムの開発・普及やスマートグリッドの活用、省エネ技術・製品の普及、エネルギー節約型のライフスタイル・ワークスタイルの普及などに対する政策的な支援を行う。また、こうした施策を進める際には、産業の空洞化や雇用の喪失を回避し、グリーン・ジョブの創出と「公正な移行」を通じてグリーン・イノベーションに繋げていく。

### (2) エネルギー政策における住民の合意形成

- ① 高レベル放射性廃棄物最終処分場の選定においては、選定プロセスを規定した最終処分法を改正するとともに、調査結果を中立的に評価する第三者委員会を設置するなど、公平・公正な手続きにもとづく社会的合意が尊重されるよう国に求める。【★】
- ② 高レベル放射性廃棄物最終処分場の選定について、「特定放射性廃棄物の持込みは受け入れ難い」とする道条例の尊重を国に対して求めるとともに、文献調査を受け入れた当該町村との対話を継続して行う。そのため知事は、道民全体の社会意思決定に向けて、最終処分地の選定問題に限らずバックエンド問題を横断的に議論する場を設けるなど、社会的合意プロセスを整備する。【★】

## 2. 新エネルギー・再生可能エネルギーの普及・促進

### (1) 再生可能エネルギーの普及・促進と産業・雇用の創出拡大

- ① 道は、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」の実現を目指すことを表明した。また、2021年度から2030年度までを計画期間と設定した「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅲ期】」を策定しており、この計画は2050年に向けて極めて重要な10年間の取り組みになることから、道は責任を持って計画を推進する。なお、2020年度までを計画期間とした前計画（【第Ⅱ期】）では、目標達成に至っていない項目も散見されており、新計画（【第Ⅲ期】）の推進に当たっては、年度毎の推進状況の評価・検証、必要な推進体制の見直し等を適時・適切に行う。【★】
- ② 低効率な石炭火力発電所の段階的休廃止の実行は、供給安定性や経済性に優れる石炭火力の重要性や、地域の労働者の雇用、関連産業への影響を踏まえながら、適切な政策支援を講じた上で、慎重に行う。また、再生可能エネルギーを含む代替電源の確保に向けて、財政・税制上の支援措置を講じる。
- ③ 太陽光・風力など出力変動が大きい再生可能エネルギーについては、導入が拡大することで需給調整や系統安定化に障害とならないよう技術開発等、更なる取り組みを行う。また、水力・地熱・バイオマスなど供給安定性に優れる再生可能エネルギーの導入拡大を積極的に進める。

- ④ 北海道内の再生可能エネルギー資源が有効に活用されるよう、北海道内送電網等のインフラ整備を促進する。また、費用分担のあり方については公正性・公平性を確保する観点から広く国民全体で負担する仕組みとするとともに、国民に丁寧に説明する。

### 3. 既存原子力発電所への対応

#### (1) 原子力発電所の安全確保と住民合意

- ① 停止中原子力発電所の運転再開を検討する条件は、福島第一原子力発電所の事故原因の検証結果を踏まえた、より高度な安全基準に基づく安全対策が実施されることを基本とするとともに、周辺自治体を含めた地元住民の合意と国民の理解を得る。
- ② 大間原子力発電所の建設については、核燃料サイクル政策上の位置づけ・必要性、さらには安全性や原子力防災の課題及び対策について明確にするとともに、政府や事業者に対する不信や不安を払拭するよう道や函館市など周辺自治体への情報公開と説明責任を果たす。

### 4. 実効ある原子力防災計画と避難計画及び原子力防災訓練の強化・充実

#### (1) 自治体における原子力防災計画と避難計画の実効性の検証と確保

- ① 防災対策を講じる自治体の地域事情をふまえ、国や道が責任をもって防災対策を支援する。【★】
- ② 昨年度の原子力防災訓練は土曜日に実施されたにも関わらず、新型コロナウイルス感染症の影響で地域住民の参加は限定的となってしまったが、本訓練の目的である「地域住民の防災意識の高揚、理解促進を図る」ため、引き続き、より多くの住民が訓練に参加できるよう、環境整備・仕組みづくりを検討する。【★】
- ③ 今般の新型コロナウイルス感染拡大を踏まえると、感染症流行下において原子力災害が発生した場合、感染拡大や予防対策を十分に考慮した上で、避難や屋内退避等の防護措置を行うことになることから、防災訓練における感染症対応について繰り返し実践し、その実効性を検証する。【★】
- ④ P A ZおよびU P Z圏内における「避難行動要支援者の個別計画」について、関係町村の策定が進むよう支援する。

### 5. 幌延深地層研究所に係わる協定・条例の遵守

#### (1) 幌延深地層研究センター事業に係わる基本方針の堅持

- ① 幌延町、北海道、核燃料サイクル開発機構(現:日本原子力研究開発機構)による「研究実施区域に放射性廃棄物を持ち込まない」、「研究終了後は研究施設を閉鎖し、地下施設を埋め戻す」、「研究実施区域を将来とも放射性廃棄物の最終処分場としない」と確認した「幌延町における深地層の研究に関する協定書」を遵守するとともに、北海道の「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を尊重する。【★】
- ② 幌延深地層センターは、研究の延長期間が終了する2028年度に達した段階で、研究を終了するとともに、三者協定に則って地上の研究施設を閉鎖し、地下施設の埋め戻

しに着手する。また、研究の終了と終了後の埋め戻しに係る具体的な工程については、日本原子力研究開発機構が策定する「第4期中長期計画」に明記する。【★】

- ③ 幌延深地層研究センターの坑道施設を深度500mまで掘削する計画については、研究の長期化につながる恐れがあり、2028年度までとしている研究期間がなし崩し的に再延長される可能性も否定できないことから、道と幌延町、機構による確認会議において丁寧な説明・協議を行い、住民の疑念や疑問の解消に努める。【★】
- ④ 幌延深地層研究センターにおける研究が、2028年度迄に終了することを前提として、幌延町を含めた圏域全体の産業振興や生活基盤の整備に向けた支援を具体化する。

## IV. 医療・介護、防災など道民生活の安全・安心の確保

### 1. 新型コロナウイルス感染症対策の充実

#### (1) 医療・福祉・介護等のサービス提供体制の確保対策の強化

- ① 波状的に感染が拡大する中、引き続き保健所、検査体制の実効性ある機能強化を図る。また、防護具等の備蓄・流通の確保を国に要請するとともに、道としても医療・介護従事者への衛生資材等の供給体制を確保し、財政支援を行う。
- ② コロナ禍にあっても、介護サービス事業者、障害者福祉サービス事業者、障害者福祉施設、保育所や児童養護施設等の児童福祉施設の児童および事業者、高齢者の「通いの場」や家庭的保育、ベビーシッター等の事業継続を支援し、衛生資材の確実な供給などを行う。(マスクや消毒液などの供給ルートの確立、事業継続のための感染防止対策の徹底(動画配信)など)
- ③ 子ども食堂について、メインの食事とならざるを得ない子どももいることから、感染防止対策を行った上で開所できるよう、衛生資材の提供や適切な衛生管理を行った上での実施を、積極的に勧奨する。
- ④ 感染症患者の受診や入院により病院経営が厳しいことから、医療機関への支援を行う。
- ⑤ 長引く感染症対策の中で疲弊する医療・介護従事者のメンタルヘルス対策等を含む安全確保はもとより、報酬等の待遇改善をはかる。

#### (2) 感染拡大防止対策及び母子保健対策の強化

- ① 感染症蔓延下において、空港等での検疫体制を強化する。【★】
- ② 家族や地域の支援が届きにくい高齢者や生活困窮者への、医療アクセス保障による感染拡大防止や、医療扶助、相談支援体制など、迅速な適用を行う。
- ③ 医療的ケアを必要とする障がい児・者に対するマスクや消毒薬などの支援、在宅介護の介護者への援助を行う。
- ④ 技能実習生、特定技能労働者、留学生、旅行者など外国人への多言語対応を含む要配慮者への情報アクセシビリティの確保、地方自治体から住民への新型コロナウイルス感染症等に関する情報伝達手段の整備を促進すること。

- ⑤ コロナ禍における妊娠・出産・育児の準備に関する個別ケアの実施や、電話相談、オンライン面談等を活用して乳児に対する感染対策に関する情報の提供を行う。

### (3) 感染症拡大に伴うハラスメント等の防止

- ① 医療・福祉・介護従事者やその家族、新型コロナウイルスに感染した、あるいは感染が疑われる労働者、その同僚等に対するハラスメントや嫌がらせが起きている実態に鑑み、第三者からの差別的な言動を抑止するため、パワー・ハラスメントに関する雇用管理上の措置について事業主に対して対応を周知するとともに、新型コロナウイルス人権相談窓口等を周知し、いわれのない差別や誹謗中傷が起きないように取り組みを強化する。【★】
- ② 新型コロナウイルスワクチンの接種は任意であることや接種できないケースもあることから、接種をしない人たちに対する差別やいじめを防止する取り組みを推進する。【★】
- ③ 雇用・所得の不安定化や配偶者からのDV（ドメスティック・バイオレンス）の激化などにより困窮する女性への支援策として、信頼に足る公的な相談窓口の開設や民間団体との連携など直接的な支援の充実をはかる。

## 2. 充実・安定した社会保障制度確立

### (1) 財源の確保

- ① 社会保障費の見直し議論については財政健全化のなかにあっても、必要な社会保障サービスが利用でき、新型コロナウイルス感染症対策などを含め、すべての人の生活が保障されるよう必要な財源を確保する。

## 3. 地域包括ケアシステムの構築

### (1) 地域包括ケアの推進

- ① 北海道が市町村（各地域）ごとに地域包括ケアの現状と具体的な資源・課題（介護保険制度の地域支援事業である生活支援体制整備事業や、在宅医療・介護連携推進事業等の内容、地域アセスメント等）を取りまとめて情報公開し、道民及び事業者、道内への移住希望者などへ広く周知するとともに課題共有と問題解決に向けて支援する。
- ② 道内市町村（保険者）におけるICTを活用した医療・介護情報の共有及びネットワークの構築を支援し、医療機関や介護事業者の参加拡大、さらには二次・三次医療圏への拡大など、在宅医療・介護連携を強力に推進する。【★】
- ③ 希望する高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民一人ひとりの生活を支えていく視点から地域包括ケアを進め、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会の設置を促し、地域における住宅政策を強化するとともに、医療・介護・福祉・住宅との連携による一体的な体制整備と政策展開をはかる。【★】
- ④ 誰もが医療・介護、各種行政サービス等を受けられ、買い物ができるよう、地域の実態を調査し、低所得の高齢者や経済的・交通的弱者のための「福祉灯油」制度、除雪

や買い物支援などについて、市町村への財政支援を引き続き維持・強化する。

## (2) 安心の介護提供体制の確立と介護人材の確保

- ① 介護業務の標準化・定型化、ICT化や2021年4月から開始された科学的介護情報システム「LIFE」の利用促進、介護ロボット機器の導入・普及、遠隔医療など医療分野におけるICTの利活用に向けた取り組みをさらに促進し、職員の負担軽減をはかり、効果的で効率的な事業提供につなげる。またICTの導入にあたっては、事務の入力作業など業務の簡易化に資するものとなるようICT機器の情報収集とその提供、検証に努める。
- ② 年齢を重ねても住み慣れた地域において、自らの意思で自分らしい生活を営むために、各地域における介護サービスの格差が生じないように、自治体間連携を含めた支援を積極的に行う。【★】
- ③ 訪問介護の生活援助サービスの利用基準については、低年金・低所得高齢者が必要な介護保険サービス利用を利用負担額によって抑制されないことがないよう、実態調査を行い、必要に応じて対策を実施する。
- ④ 2018年4月施行の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において盛り込まれた、保険者機能強化としての財政的インセンティブは、地域間格差の拡大や要介護認定の意図的抑制が起こらないよう実施・検証する。
- ⑤ 介護人材の確保、職場への定着促進をはかるため、他業種からみても低い賃金の向上、「中小企業労働環境向上助成金」の活用など労働環境の整備、特に高校生等の若者に対する介護職のイメージアップ、資格取得に向けた支援策を一層講じるとともに、合同入職式など企業を超えた介護職員のつながりを深める取り組みなどを実施・支援する。
- ⑥ コロナ禍においても、高齢者の暮らしを守るために介護サービスは必要不可欠であり、介護労働安定センターの調査及び研究機能を一層高めるとともに、介護労働懇談会の活性化と有効活用をはかる。

## (3) 住民本位の地域医療構想の実現と医療職場の環境改善

- ① 地域医療構想において二次医療圏ごとに調整会議で議論される具体的な医療提供体制整備にあたっては、地域住民や病院従事者などへ情報を公開するとともにその議論に参画できるようにする。
- ② 厚生労働省が求める「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等」については、地域医療構想調整会議において民間も含むすべての医療機関も対象とした議論となるよう支援する。加えて感染症のまん延防止に最優先に取り組み、地域の拠点病院となっている公立病院の安易な統廃合は行わない。【★】
- ③ 各地域医療構想区域で地域・診療科ごとに偏在のない医療人材を確保するため、医師、看護師、コメディカルなどの処遇や勤務環境の改善を通じて人材の定着をはかる施策を拡充し、また、検証する。

- ④ 医師の働き方改革の具体化に向けて、医療勤務環境改善支援センターと医師会との連携をはかり、女性医師が働きやすい環境の整備や医療人材の確保などに留意し、職場の実態を踏まえた取り組みを支援する。

#### 4. 安心社会を実現する地域づくり

##### (1) 共生社会の実現

- ① 障がい者差別解消にあたり、相談窓口を明確化し、約半数の市町村で未設置である「障害者差別解消支援地域協議会」を早急にすべての市町村で設置するよう、積極的に働きかける。【★】
- ② ヤングケアラー（本来大人がする家族の介護や世話をする子ども）を含むケアラーへの支援を早急に構築するために、国のプロジェクトチームの報告書等を参考に、自治体・要対協・医療・福祉・学校等の連携のもと、対応策を協議する。【★】
- ③ 2021年4月施行の「地域共生社会の実現のための社会福祉等の一部を改正する法律」への対応を着実に進めるため、道及び市町村は積極的に連携をはかる。真の地域共生社会の実現に向け、国や自治体等が責任をもって行うべき事項とその範囲を明確にし、専門職（コミュニティソーシャルワーカー等）の育成・支援を行う。
- ④ 第5期北海道障がい福祉計画にもとづき、障がい者の実雇用率の向上にむけた就労支援策を強化し、障がい特性などに応じた雇用の場の確保、賃金・労働環境の整備をはかる。併せて精神障がい者の地域移行については、精神保健福祉士やピアサポーターの協力のもと、退院・退所後の円滑な地域生活を保障するため、住まいの確保や相談・早期支援体制の確立ならびに自立に向けた就労支援を行う。
- ⑤ コロナ禍において感染防止等の業務負担が増大する福祉労働者に対しては、障害者虐待防止法や高齢者虐待防止法に基づく職員研修の充実、その支援をはかる。
- ⑥ コロナ禍での外出自粛や在宅勤務で、児童虐待の実態が把握しにくくなっている中、増加する児童虐待の防止、被害児童の早期発見と安全確保に向けて、オレンジリボン運動や児童相談所全国共通ダイヤル（189）の周知促進などの住民啓発、要保護児童対策地域協議会の活用による関係機関の連携強化、児童相談所における職員配置と育成の充実を一層強化する。また、児童相談所における一時保護所の体制強化や里親の支援・育成を引き続き推進する。

##### (2) 生活困窮者の自立支援、子どもの貧困解消、ひとり親支援

- ① コロナ禍での相談や面談の機会が制限されがちな中、生活困窮者自立支援法の改正に伴う各町村における相談体制の維持や、オンライン相談などを支援する。また、道においては市町村職員への研修、市域を超えたネットワークづくりへの支援事業を一層促進する。【★】
- ② コロナ禍で社会とのつながりが希薄になる中、子どもの貧困対策を実施する人員・体制を強化し、地域の実情に応じて第2期北海道子どもの貧困対策推進計画を着実に実行する。また、誰も取り残されることのないように、食品ロス削減推進法の主旨も踏

またフードバンク事業の実施・推進と道内ネットワークを構築し、こうした取り組みを通じて困りごとを抱える家庭・子どもの把握につなげアウトリーチ型支援を行う。

- ③ 北海道における「子どもの生活実態調査」結果を踏まえ、市町村独自の就学援助制度の内容及び活用のあり方や必要な支援策について検討する。さらに、給付型奨学金制度など経済支援を含めた必要な支援を積極的に展開し、子どもに対する教育の機会均等を保障する。
- ④ ひとり親支援の相談窓口、事前予約による土日休日の相談体制、当事者にわかりやすい制度・支援策の内容を周知徹底し、申請手続きの工夫に努めるとともに、相談対応者は各制度・支援策の所管が異なることを踏まえて、総合的なサポートを実施する。さらに、ひとり親支援制度のリーフレットの配布や、ひとり親の雇用に関する企業の理解を求めるなど企業との連携を深める。【★】

### (3) 自殺防止対策の拡充

- ① 第3期「北海道自殺対策行動計画」にもとづき、より実践的で具体的な対策を推進する。特にコロナ禍において若年層と女性の自殺者が増加しており、既存の枠組みへのアクセスが困難な女性もいることから、学校と自殺防止に取り組む当事者を適切な支援に誘導する民間団体や教育関係機関との連携を強化し、「自殺予防ゲートキーパー研修」や「SOSの出し方教育」、相談窓口の周知を推進する。また、職場における過労自殺の根絶に向け、「北海道職業病対策懇談会」等の機会を通じて企業労使との連携した取り組みを具体化する。【★】
- ② 道立精神保健福祉センター内に設置されている「北海道地域自殺対策推進センター」の体制を拡充するとともに、全ての市町村に策定が義務付けられた「自殺対策計画」の完全策定に向けて、未策定の市町村に対し積極支援する。

### (4) 空き家対策の強化

- ① 市町村における空家等対策計画の策定促進を支援するとともに、空き家等対策に関する市町村間の調整や情報共有を行う。また、市町村に対する専門家の派遣やマニュアル等の作成、研修会の開催など、人材・担い手の育成を支援する。

## 5. 災害に強いまちづくりと消防体制の強化

### (1) 総合的な防災・減災対策の推進

- ① 公共施設や宿泊施設など災害時のシェルターとなるスペースや施設において、非常用電源等設備の設置を促進するとともに、定期的なメンテナンスの実施や燃料供給について支援する。
- ② 自然災害等による停電の長期化に備えて、太陽光やバイオマスなど再生活用エネルギーを活用した自立送電網の構築に向けて、コストや技術的課題を克服できるよう支援する。
- ③ 道内の中小企業や医療機関、福祉施設等における災害時や新型コロナウイルスをは

じめとする感染症拡大への対応力を高めるため、市町村と連携して事業継続計画（BCP）の策定状況を調査するとともに、BCPの運用・見直しに向けた技術的および経済的な支援を行う。【★】

- ④ 学校施設は、非常時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たしている施設も多いことから、耐震化や大規模改修のための予算措置を拡充するとともに、安全・安心な避難所として運営できるよう、地域住民が参加した運営訓練の実施や防災資機材の確保を支援する。【★】

## （２）防災ネットワークの構築と災害時における要配慮者支援

- ① コロナ禍に対応した災害時の福祉避難所を整備するため、民間の社会福祉施設が感染症対策に配慮した改修をする際の経費を助成する。また、新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けて、市町村と連携し準備を進める。【★】
- ② 災害時における避難所の整備・運営にあたっては、高齢・障がい者、妊婦、乳幼児など要配慮者に加え、女性への細やかな支援ができる避難所運営となるよう、事前の検討・準備を行うとともに、地域住民への意識啓発に努める。
- ③ 感染症対策を加えた「市町村版避難所マニュアル」の策定を引き続き促すとともに、様々な避難施設における応用を確認する。
- ④ 「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を踏まえ、平時から応援・受援に向けた体制を整備するよう、市町村の受援計画策定を支援する。また、道内市町村における受援計画の策定状況を明らかにされたい。

## （３）消防体制の強化に向けた労働環境の整備、財政支援の拡充

- ① 救急救命士の生涯教育制度や救命処置拡大は救命士の資質向上に重要なものであり、広域な北海道において必要な病院実習を効率よく継続していくために、実習期間の統一などの諸課題について、消防本部、地域メディカルコントロール協議会、医療機関等へ一層の働きかけを行う。また、転院搬送における救急車の適正利用のための合意形成についても引き続き働きかける。
- ② 大規模災害発生時における全国の緊急消防援助隊が出動する際の経費については、消防庁長官の指示・求めを問わずすべて国が補助する。また、具体的な補助内容や金額についても国が定めるか若しくは緊急消防援助隊の活動手当準則等を市町村に示すなどし、活動隊員に対する手当等の格差を早期に是正する。
- ③ 北海道内の各消防本部における消防力の整備指針の人員充足率を向上するよう国へ働きかける。

# V. 地方分権の推進と地方行政の確立

## 1. 地方行財政の確立

## (1) 地方財政制度と地方交付税

- ① 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保をはかる。
- ② 新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、確実な財源措置をはかる。【★】
- ③ 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連経費の拡充をはかる。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じる。
- ④ デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止することや、地域でデジタル化に対応する人材育成をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応する。
- ⑤ 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかる。
- ⑥ 会計年度任用職員制度について、法の趣旨にもとづいて当該職員の処遇改善が求められていることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を確実に満たす。また、処遇改善額が明確となるよう配慮する。【★】
- ⑦ 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直す。
- ⑧ 地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行う。また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかる。【★】
- ⑨ 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じる。
- ⑩ 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組む。

## (2) 地方行財政改革の推進

- ① 北海道における「行財政運営方針」(R3~7の取組)の推進にあたっては、コロナ禍におけるSmart道庁の取り組みを通じ、行政手続きのオンライン化やウェブ会議の実現などを推進し、情報公開をより一層進める。

## VI. 教育環境の整備と将来を担う次世代教育の充実

### 1. 教育機会の確保と教育予算の充実

#### (1) 教育の充実

- ① 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編制標準を順次改定する。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求める。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかる。【★】
- ② 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう求める。
- ③ 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充をはかるよう求める。
- ④ 学校等において、ワークルールの知識等、働く際に必要な力をつける労働教育及び民主的な社会の形成者を育むための主権者教育のカリキュラム化を推進する。
- ⑤ 深刻化している教職員の欠員不補充を早急に解消する。また、障壁となっている教員免許更新制を廃止する。
- ⑥ 道は、高校の募集停止となった地域における影響を検証し、「これからの高校づくりに関する指針」について社会政策的な視点から、「望ましい学校規模を1学年4～8学級」とする考え方を抜本的に見直す。
- ⑦ 子どもの食のセーフティネットの観点から、義務教育での学校給食の完全実施を行う。
- ⑧ 新教育委員会制度については、政治的中立性、継続性、安定性を堅持する。
- ⑨ 道は、学校・地域を序列化する全国学力調査の結果公表は行わない。
- ⑩ 教職員の慢性的な超過勤務を解消するため、「給特法・条例」の廃止・抜本的見直しを行う。当面、「給特法・条例」の下にあっては、「在校等時間」を正確に把握し、少なくともすべての教職員が上限範囲内となるよう業務削減を行う。また、「北海道道立学校職員の過重労働による健康障害防止対策取扱要領」を踏まえ、教職員の持ち帰り業務時間を把握し記録する。【★】
- ⑪ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」をすすめるため、地域人材を活用した地域団体が確実に設置されるよう、財政等の支援や関係団体との連携をはかる。平日の部活動と一体的な地域移行をすすめる。【★】

#### (2) 教育の保障

- ① 高校授業料無償化に対する制度への所得制限撤廃とともに、朝鮮学校の授業料無償化適用除外を撤回する。

- ② 国旗・国歌の掲揚・斉唱の強要は教育現場になじむものではないことから、子どもに対して強制することや、教職員に職務命令をもって強要しない。
- ③ 共生社会の実現をめざして、学校教育における「合理的配慮」をすすめるとともに、共学に向けて、すべての子どもの普通学級への通学を保障する。また、北海道教育支援委員会にしようがい当事者を参加させるなど、当事者の視点を反映させる。
- ④ 家庭環境によらず、すべての子どもたちが平等に教育を受けることができるよう、ICT機器の活用にあたっては、ICT支援員の配置による教員への支援体制の構築、通信環境を整えることとし、必要な財政措置を講じる。【★】
- ⑤ GIGAスクール構想の対象外となっている高校生については、地方創生臨時交付金等を活用して1人1台端末の整備を推進する。

### (3) 公立小学校・中学校の統廃合と地域づくり

- ① 文科省が2015(H27)年1月に示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に係る、道内の公立小学校・中学校の統廃合については、以下の点を踏まえ慎重に対応する。
  - イ) 小中学校の統廃合は、財政の論理で行うべきものではなく、教育・福祉・防災などまちづくりとの関わりを念頭に、学校が地域にあることの意義、統廃合による弊害などを十分考慮する。
  - ロ) 小中学校の統廃合に当たっては、学校・保護者・地域の声を十分に踏まえ、子どもの教育の観点と同時に、学校が地域のコミュニティの拠点としての役割を果たしているとの視点から慎重な検討を行う。
  - ハ) 小規模校の教育の充実のため、免許外担当教員解消に向けた定数配置と複式学級解消に向けた定数配置を行う。

### (4) 公立夜間中学の設置

- ① 札幌市での開設に加えて、旭川市においてもセンター校の役割を担う公立夜間中学校を設置するよう、当該市や自主夜間中学校と連携のうえ早急に検討に着手する。

## 2. 私立高等学校への経費助成

### (1) 私学に対する財政措置の強化・充実

- ① 私立高校における「高等学校等就学支援金」の所得制限を撤廃する。
- ② 私学に対する授業料軽減補助や給付型奨学金制度を拡充する。
- ③ 私学に対する財源措置を強化・充実する。とりわけ私立学校等管理運営対策費補助金における北海道単独措置額を増額する。また、私立学校の耐震化率100%実現に向けて、財政措置等の必要な支援を継続して行う。

## VII. 軍縮と国際平和をめざす対外政策の推進

## 1. 北方領土返還運動の推進

### (1) 「北方領土隣接地域振興計画」の推進と返還交渉の強化

- ① 2018(H30)年度を始期とする「第8期北方隣接地域計画(～2022年度)」については、これまでの6項目の重点施策の他、四島交流の拠点機能の強化を展望した、ア)産業振興と雇用の確保、イ)交通情報の整備、ウ)教育・文化環境の整備、エ)医療体制の確立、オ)国及び道による財源保障について、関係自治体との連携のもと、具体的かつ実効ある施策を推進する。
- ② 「新たなアプローチ」に基づく北方領土での共同経済活動については、関係者の理解と合意を得て取り組み、北方領土返還交渉を前進させものとする。
- ③ 道は政府と連携し、北方領土返還に向けたロシアとの交渉を促進するよう、国民・道民運動を強化し、進展させるとともに、サハリン州との文化的・経済的交流をさらに促進する。

## 2. 軍縮と平和外交の推進

### (1) 平和を守る取り組みの推進

- ① 「武器輸出三原則」に代わり新たに閣議決定された「防衛装備移転三原則」は、輸出先国から紛争当事国への武器流出など、武力による紛争を助長し国際関係の緊張を高める恐れがあることから、武器輸出については憲法の本質に則り、これまでと同様の取り扱いとする。

## 3. 米軍の移転演習と日米共同訓練の規模縮小

### (1) 地域住民の安心・安全の確保

- ① 日米地位協定の抜本的見直しをはかるとともに、在日米軍基地の整理縮小にむけた取り組みを推進する。また、基地の縮小、整理に際し、基地で働く労働者の雇用・生活に配慮する。
- ② 矢臼別における在沖縄海兵隊による移転実弾演習は、決して沖縄の負担軽減につながらず、むしろ基地の拡大・固定化であり、危険を分散させるなど、地域住民の生命や安らかな生活を脅かすものであることから中止するよう求める。加えて、米軍による道内へのいかなる移転訓練においても、墜落事故などの危険性が指摘されるオスプレイが参加しないよう求める。
- ③ 米軍再編に伴う戦闘機の千歳基地移転訓練は、小規模な「タイプⅠ」から大規模な「タイプⅡ」に拡大しており、爆音・騒音被害、墜落事故に対する不安など、平和を求める多くの道民の願いを踏みにじるものであることから、訓練はただちにとりやめるよう求める。
- ④ 「親善及び友好」を口実とした度重なる米艦船の北海道内の入港は、北海道における民間港の軍事的利用を常態化させている。「日米地位協定5条」は、通告だけで自由に入港できるとの定めはなく、港湾管理権の判断・権限であることを明確にする。また、「日米地位協定」等を口実に入港許可を求めてきた場合、核兵器不搭載の証明を文書

で求める。

- ⑤ 日米共同訓練については、北海道の平和と軍縮を進める立場及び北方領土問題の解決を強く願う立場からも規模縮小を求める。加えて騒音と墜落事故などの危険性が指摘されるオスプレイが参加しないよう求める。【★】
- ⑥ 騒音と墜落事故などの危険性が指摘されるオスプレイを配備しないよう求める。

## VIII. 人権を守る運動の推進と国民の権利保障

### 1. アイヌ政策の拡充と推進

#### (1) アイヌの歴史・文化の継承、偏見・差別の解消

- ① 市町村のアイヌ施策推進地域計画にもとづく交付金事業については、事業の透明性が確保されるとともに、アイヌ民族当事者の意思や合意が尊重され、先住民族としての文化と権利の回復に資するよう支援する。【★】
- ② 「北海道アイヌ政策推進方策」に基づいて、アイヌの文化、歴史と現状、ならびに先住民族政策等に対する国民・道民理解を促進するよう様々な場面でアイヌの人々との交流や学習機会を設けると共に、総合的な施策の推進に向けて必要な財源を措置する。【★】

### 2. 北朝鮮による拉致問題の早期解決

#### (1) 北朝鮮拉致被害者の救済

- ① 拉致の疑いのある方々の調査と事実確認の徹底など、拉致問題の早期解決に向けて一層取り組む。

### 3. 人権の尊重と表現の自由

#### (1) 人権の尊重と表現の自由

- ① SNS（ソーシャルネットサービス）上での、個人や労働運動および労働組合への法外な誹謗中傷は人権侵害であることを周知徹底し、犯罪行為として取り締まるべく、取り組みを強化する。

### 4. 投票しやすい環境の整備

#### (1) 共通投票所の設置促進

- ① 投票者の利便性を確保する観点から、市町村が設置する投票所（期日前投票を含む）を頻繁に人の往来がある施設に設置するよう促す。特に成人年齢が18歳に引き下げられたこともあり、若者の投票率向上に資するよう、各自治体選挙管理委員会と連携し、共通投票所の設置の拡大ならびに期日前投票時間の弾力的な設定の実現に努め、施設側からの公募を検討する。さらに、投票所における参着証明書や投票済証の積極的な発行を市町村に促す。【★】

以上